令　和　５　年　度

障　害　福　祉　サ　―　ビ　ス　事　業　者　集　団　指　導

個　別　編

児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

令　和　６　年　３　月

倉敷市保健福祉局
指導監査課
社会福祉部障がい福祉課事業所指導室

目　　次

１　令和６年度障害福祉サービス等報酬改定について・・・・・・・・・・・・・・・１

２　主な指摘事項について

（１）　基本原則について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

（２）　人員及び設備に関する基準について・・・・・・・・・・・・・・・４７

（３）　運営に関する基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１

（４）　報酬にかかる主な指摘事項について・・・・・・・・・・・・・・・７７

３　参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９

１　令和６年度障害福祉サービス等報酬改定について

【報酬改定施行時期】

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定については、令和６年４月１日施行とする。

ただし、今般新たに追加措置する福祉・介護職員の処遇改善分及び処遇改善加算等の一本化については、令和６年６月１日施行とする。

【令和６年度報酬改定の基本的な考え方】

昨年末の令和６年度予算の編成過程において、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で＋１．１２％（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率＋１．５％を上回る水準）とし、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされた。

【改定事項の概要】

本資料は現時点における告示・通知案等を踏まえて改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、 加算の算定要件・留意事項等の最終的な詳細は、今後公布・発出される告示、通知、事務連絡をご確認ください。

①児童発達支援センターの一元化（基準・報酬）

○　児童発達支援センターの基準・基本報酬について、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における３類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定する。
○　児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、上記の基準に加えて、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める。
○　なお、３年（令和９年３月３１日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定する。

運　営　基　準　※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

ポ　イ　ン　ト

○　本基準は、令和６年４月の改正児童福祉法の施行により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」が一元化され、「福祉型」の３類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）についても一元化されることに伴い、一元化後の新たな基準として、現行の福祉型（障害児）を基本としたうえで、児童発達支援センターが併せて治療を行う場合は、これに加えて、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準（人員・設備）を求めるもの

○　なお、上記の新たな基準については、一定期間の経過措置を設けることとし、令和６年４月１日において指定を受けている旧医療型児童発達支援センター、主として難聴児を通わせる児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターに係る人員に関する基準については令和９年３月31日まで、設備に関する基準については当分の間、なお従前の例によることができるものとする

○　旧基準により運営する児童発達支援センター（旧医療型、旧主として難聴児、旧主として重症心身障害児）については、新基準により運営する児童発達支援センターとは別の基本報酬を設定。また、加算についても、算定可否について新基準とは別に設定（例えば、今回新設された中核機能強化加算については、旧基準により運営する児童発達支援センターは算定不可）
　なお、基本報酬の時間区分については、旧主として難聴児については導入し、旧医療型・旧主として重症心身障害児については導入していない

【参照法令、通知、事務連絡等】
運営基準：改正前の第6条第４項（旧主として難聴児）、第6条第５項（旧主として重症心身障害児）、第55条～第64条、
　　運営基準一部改正府令（令和６年内閣府令第５号）附則第２条～第５条
報酬告示：別表２（経過的障害児通所給付費等単位数表）

３／４未定稿

①中核機能強化加算【新設】〔児童発達支援センター〕

○　児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、４つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。

（※）①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、
③地域のインクルージョンの中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
中核機能強化加算【新設】　※単位数は利用定員区分ごとに設定
中核機能強化加算（Ⅰ）　５５単位～１５５単位／日
中核機能強化加算（Ⅱ）　４４単位～１２４単位／日
中核機能強化加算（Ⅲ）　２２単位～　６２単位／日

ポイント

要・都道府県への基準適合の届出（※市町村が加算対象事業所リストを作成し都道府県に提出。対象リスト掲載事業所から都道府県に届出）

○　本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの

【主な要件】

＜加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）共通の基本要件＞

①　所在する市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援ｾﾝﾀｰとして位置付けられていること
②　市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参加等）
③　幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること
④　地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保していること（定期的な情報共有、研修会の開催等）
⑤　ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝの推進体制を確保していること（保育所等訪問支援の実施、地域の保育所等への助言援助等の実施等）
⑥　入口としての相談機能を果たす体制を確保していること（障害児相談支援の実施、早期の相談支援の提供等）
⑦　地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保に関する取組の実施状況を１年に１回以上公表していること
⑧　自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね１年に１回以上受けていること
⑨　従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、１年に１回以上研修を実施していること

＜各加算の要件＞※加算（Ⅰ）イロハ全てに適合　加算（Ⅱ）イ・ロに適合　加算（Ⅲ）イ又はロのいずれかに適合

イ　主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者として、常勤専任で１以上加配
（ハの資格者等で、資格取得後、障害児通所支援等業務に５年以上従事した者に限る）
ロ　主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者として、常勤専任で１以上加配（同上）
ハ　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士（※１）、児童指導員（※１）の全ての職種を配置（※２）し、連携して支援を行っていること

（※１）障害児通所支援又は入所支援の業務に３年以上従事した者に限る　（※２）基準人員等でも可。２職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可

○　イ・ハにより加配した専門人材について、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることを可とする（ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可）

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：第１の注７　基準告示（２７０）１

②中核機能強化事業所加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に、評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
中核機能強化事業所加算【新設】　７５単位～１８７単位／日　※単位数は利用定員区分ごとに設定
（主として重症心身障害児を通わせる事業所　125単位～374単位／日）
※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

ポ　イ　ン　ト　要・都道府県への基準適合の届出（※市町村が加算対象事業所リストを作成し都道府県に提出。対象リスト掲載事業所から都道府県に届出）

○　本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核的役割を担うと位置付ける指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの

【主な要件】
①所在する市町村により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること
②市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参加等）
③専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること
④地域の障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること
⑤地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保等に関する取組の実施状況を１年に１回以上公表していること
⑥自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね１年に１回以上受けていること
⑦主として上記の体制の確保等に関する取組を実施する者として、常勤専任で１以上加配
（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に５年以上従事した者に限る）

○　⑦により加配した専門人材について、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で地域支援にあたることを可とする（ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可）

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：第１の注７の２（児発）、第３の６の５（放デイ）
基準告示（２７０）１の２（児発）、６の２（放デイ）

３／４未定稿

①総合的な支援の推進〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

○　適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、５領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において５領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。

（※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

運　営　基　準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

○指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。（第26条第４項・新設）

○児童発達支援管理責任者は、（中略）心身の健康等に関する領域との関連性（中略）を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第４項・見直し）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

ポ　イ　ン　ト

○　本基準は、児童発達支援の主な対象が、乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることを踏まえ、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保や、指定児童発達支援の質の評価・その改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、５領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととしたもの

○　個別支援計画の指定児童発達支援の具体的な内容等の記載において、５領域との関連性を明記することを求める。なお、個別支援計画の参考様式、総合的な支援の提供に関してのアセスメントや支援の実施における視点などについて、児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインでお示しする予定（令和６年４月頃発出予定）

３／４未定稿

②事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

○　総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、５領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、１年の経過措置期間を設ける。

運　営　基　準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

○指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（第26条の２・新設）

※１年の経過措置期間を設ける（令和７年３月31日までは努力義務）
※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
支援プログラム未公表減算　所定単位数の８５％を算定
※　児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合
（令和７年４月１日から適用）

ポ　イ　ン　ト

要・都道府県への基準適合の届出

○　本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、５領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、その公表を求めるもの

○　支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について８５％を算定（１５％を減算）するもの

○　支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業者の意見も聴いて作成すること

○　公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化・減算の施行は令和７年度からとなるが、令和６年度中から、作成・公表を行った事業所は順次都道府県に届け出ることを可能とする

【参照法令、通知、事務連絡等】
運営基準：第26条、第27条（児発）、第71条（放デイ）、第71条の14（居宅訪問型児発）
報酬告示：第１の注３（４）７の４（児発）、第３の１の注４の（４）（放デイ）、第４の１の注３の（３）

３／４未定稿

③児童指導員等加配加算【見直し】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○ 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

単位数（新旧） 要・都道府県への配置の届出

【現行】
児童指導員等加配加算
＜児童発達支援センター（障害児）＞
理学療法士等を配置　区分に応じて２２～６２単位／日
児童指導員等を配置　同　１５～４１単位／日
その他の従業者を配置　同　１１～３０単位／日
＜児童発達支援事業所（障害児）＞
理学療法士等を配置　区分に応じて７５～１８７単位／日
児童指導員等を配置　同　４９～１２３単位／日
その他の従業者を配置　同　３６～　９０単位／日

【改定後】
児童指導員等加配加算
＜児童発達支援センター＞
児童指導員等を配置
常勤専従・経験５年以上　区分に応じて２２～６２単位／日
常勤専従・経験５年未満　同　１８～５１単位／日
常勤換算・経験５年以上　同　１５～４１単位／日
常勤換算・経験５年未満　同　１３～３６単位／日
その他の従業者を配置　１１～３０単位／日
＜児童発達支援事業所（障害児）＞
児童指導員等を配置
常勤専従・経験５年以上　区分に応じて７５～１８７単位／日
常勤専従・経験５年未満　同　５９～１５２単位／日
常勤換算・経験５年以上　同　４９～１２３単位／日
常勤換算・経験５年未満　同　４３～１０７単位／日
その他の従業者を配置　３６～　９０単位／日
※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数

ポ イ ン ト 要・都道府県への届出（人材の配置）

○　本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの

【主な要件】
・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他従業者を１以上配置していること
・「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう
・勘案する経験年数は、児童福祉事業（特別支援学校又は特別支援学級での教育を含む）に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする

○常勤換算の場合、児童指導員等とその他従業者、経験年数５年以上の者と５年未満の者を組み合わせて配置する場合には、低い区分の単位を算定する

○本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：第１の１の注８（児発）、第３の１の注７（放デイ）　基準告示（２７０）：１の３（児発）、７（放デイ）

３／４未定稿

④専門的支援体制加算／⑤専門的支援実施加算【専門的支援加算・特別支援加算の見直し／新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、２段階で評価を行う。

単位数（新旧）

要・都道府県への配置の届出

【現行】
専門的支援加算
＜児童発達支援センター（障害児）＞
　理学療法士等を配置　区分に応じて２２～６２単位／日
　児童指導員を配置　　同　　１５～４１単位／日
＜児童発達支援事業所（障害児）＞
　理学療法士等を配置　区分に応じて７５～１８７単位／日
　児童指導員を配置　　同　　４９～１２３単位／日
※　専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

特別支援加算　５４単位／回
※　理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）

【改定後】
専門的支援体制加算…①
＜児童発達支援センター＞　区分に応じて１５～　４１単位／日
＜児童発達支援事業所（障害児）＞同　　４９～１２３単位／日

専門的支援実施加算　１５０単位／回（原則月４回を限度）…②

※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合
②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月６回を限度（放デイは月２回～最大月６回を限度）

ポ　イ　ン　ト

要・都道府県への届出（人材の配置）

○　専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な就学児への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合（体制加算）及び、専門職員による個別・集中的な支援専門的支援を計画的に実施した場合（実施加算）に、それぞれ算定するもの(両加算を併せてとることが可能)
【主な要件】
＜専門的支援体制加算＞
・基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（※）、児童指導員（※）、心理担当職員（心理学修了等）又は視覚障害児支援担当職員（研修修了等））を１以上配置（常勤又は常勤換算）していること
（※）保育士・児童指導員は資格取得・任用から５年以上児童福祉事業に従事したものに限る
＜専門的支援実施加算＞
・理学療法士等を配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った５領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（５名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、３０分以上を確保すること
・支援の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと
・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること
・対象児ごとの支援記録を作成すること
〇専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定
児童発達支援：限度回数４回（月利用日数１２日未満の場合）　同６回（同１２日以上の場合）
放課後等デイサービス：限度回数２回（月利用回数６日未満の場合）　同４回（同６日以上１２日未満の場合）　同６回（同１２日以上の場合）

【参照法令、通知、事務連絡等】報酬告示：第１の１の注９、８（児発）、第３の１の注８、６（放デイ）
基準告示（２７０）：１の４、１の６（児発）、７、（放デイ）

⑥基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（３０分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。

○　支援時間による区分は、「３０分以上１時間３０分以下」、「１時間３０分超３時間以下」、「３時間超５時間以下」の３区分とする。５時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
＜児童発達支援センター（障害児）＞
　定員30人以下　1086単位／日
＜児童発達支援（障害児）＞
　定員10人以下　885単位／日
＜放課後等デイサービス（障害児）＞
　定員10人以下　授業終了後　604単位／日
　学校休業日　721単位／日
※医療的ケア区分、利用定員に応じて単位を設定

【改定後】
＜児童発達支援センター（障害児）＞
　定員30人以下　時間区分１（30分以上1時間30分以下）　1104単位／日
　時間区分２（1時間30分超３時間以下）　1131単位／日
　時間区分３（　３時間超　５時間以下）　1184単位／日
＜児童発達支援（障害児）＞
　定員10人以下　時間区分１（30分以上1時間30分以下）　901単位／日
　時間区分２（1時間30分超３時間以下）　928単位／日
　時間区分３（　３時間超　５時間以下）　980単位／日
＜放課後等デイサービス（障害児）＞
　定員10人以下　時間区分１（30分以上1時間30分以下）　574単位／日
　時間区分２（1時間30分超 ３時間以下）　609単位／日
　時間区分３（　３時間超　５時間以下）　666単位／日
※放デイの時間区分３は学校休業日のみ算定可能
※医療的ケア区分、利用定員、時間区分に応じて単位を設定

ポイント

○　児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費（基本報酬）において、支援の提供時間に応じた区分（時間区分）を導入する。区分は「時間区分１」支援時間30分以上１時間30分以下、「時間区分２」同１時間30分超３時間以下、「時間区分３」同３時間超５時間以下の３区分とする。なお、放課後等デイサービスについては、現行の授業終了後（平日）・学校休業日の区分を統合し、いずれの場合であっても支援時間に応じた新たな時間区分により算定することとしつつ、時間区分③は学校休業日のみ算定可とする

○　「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画において定めた提供時間）とする。ただし、現実の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定する。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画において定めた時間により算定するが、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める

○　支援の提供時間は、30分以上５時間以下の間で定めることを基本とする。30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。また、５時間以上の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価を行う

○　主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の基本報酬については、時間区分は導入しない。また、児童発達センターの一元化にともない、旧基準により運営する旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては時間区分を導入、旧医療型児童発達支援センター、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターについては、時間区分は導入しない

○　本見直しに伴い、放課後等デイサービスの欠席時対応加算（Ⅱ）は廃止。なお、開所時間減算については変更なし（適用される）

⑦自己評価・保護者評価の充実（基準）〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、運営基準等において、実施方法を明確化する。

運　営　基　準　※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

○指定児童発達支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならない。（第26条第６項・見直し）

○　指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（同条第７項・見直し）

※第71条により、指定放課後等デイサービス事業についても準用

ポ　イ　ン　ト

○　本基準は、自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならないこととしたもの

○　また、指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価と保護者評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの

○　なお、自己評価・保護者評価の参考様式や実施手順については、児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインでお示ししているところ、今回の報酬改定にあわせて改定を予定している（令和６年４月頃改定予定）

３／４未定稿

①関係機関連携加算【見直し】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
関係機関連携加算（Ⅰ）　２００単位／回（月１回を限度）…①
関係機関連携加算（Ⅱ）　２００単位／回（１回を限度）　…②
※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合
② 就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

【改定後】
関係機関連携加算（Ⅰ）　２５０単位／回（月１回を限度）…①
関係機関連携加算（Ⅱ）　２００単位／回（月１回を限度）…②
関係機関連携加算（Ⅲ）　１５０単位／回（月１回を限度）…③
関係機関連携加算（Ⅳ）　２００単位／回（１回を限度）　…④
※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合
②保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合
③児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合
④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

ポ　イ　ン　ト

○　本加算は、こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、障害児が日々通う保育所や学校等や、障害児の状況等により連携が必要な児童相談所やこども家庭センター、医療機関等その他関係機関との情報共有や連絡調整などの連携を行った場合に算定するもの
【主な要件】
・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ること
・関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること
・保育所や学校等との個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等すること（加算（Ⅰ））【現行どおり】
・保育所や学校等と、児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅱ））【新】
・児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と、情報共有のための会議を開催又は参加する等により、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅲ））【新】
・就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整・相談援助を行うこと（加算（Ⅳ））【現行どおり】
○　各加算の要件の会議については、要旨について記録を行うこと。会議についてはオンラインの活用も可能とする
○　加算（Ⅲ）については、個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定してる場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない
○　多機能型事業所の場合、同一の児童に係る算定は各サービスで合わせて月１回までとする

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：第１の１２の２（児発）、第３の１０の２（放デイ）

②事業所間連携加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合の評価を行う。
○　併せて、セルフプランの場合に、自治体から障害児支援利用計画を障害児支援事業所に共有、また障害児支援事業所から個別支援計画を自治体に共有して活用する仕組みを設ける。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
事業所間連携加算【新設】
事業所間連携加算（Ⅰ）　５００単位／回（月１回を限度）…①
事業所間連携加算（Ⅱ）　１５０単位／回（月１回を限度）…②
※セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する児について、
① コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合
② ①の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合

ポ　イ　ン　ト

要・市町村の対象の判定

○　本加算は、障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する障害児について、利用する事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定するもの
【対象となる児】セルフプランで複数事業所を併用する児
【主な要件】
＜事業所間連携加算（Ⅰ）＞　※連携・取組の中心となるコア連携事業所を評価するもの
・市町村から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けた事業所（コア連携事業所）であること
・児が利用する他の事業所との間で、児に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報共有・支援の連携のための会議を開催すること
（※会議はオンラインの活用を可能とする。全ての事業所の参加を基本とするが、やむを得ない場合の算定も認める）
・会議の内容及び整理された児の状況や支援に関する要点について、他の事業所、市町村、保護者に共有すること
・あわせて、市町村に、児に係る各事業所の個別支援計画を共有すること。また、障害児・家族の状況等を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の要否を報告すること
・保護者に対して、上記の情報を踏まえた相談援助を行うこと（この場合に家庭連携加算を算定することも可能とする）
・上記の情報について、事業所の従事者に情報共有を行うとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと
＜事業所間連携加算（Ⅱ）＞※コア連携事業所以外の事業所を評価するもの
・コア連携事業所が開催する会議に参加するとともに、個別支援計画をコア連携事業所に共有すること
（※会議の場に参加できない場合であっても、会議の前後に個別にコア連携事業所と情報共有等を行った場合には算定を可能とする）
・上記の情報について、事業所の従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと

○　複数事業所の全てが同一法人内の事業所である場合には算定しない

○　市町村は、セルフプランで複数事業所利用の場合には、当該セルフプランを全ての利用事業所に共有するとともに、コア連携事業所を定め、事業所間連携加算を活用した取組を依頼することを基本とする。また、本取組により情報共有等された児の情報を、給付決定更新の際のアセスメント等の参考とすることを基本とする（給付決定マニュアルにおいて規定する予定）。なお、各都道府県・市町村ごとのセルフプラン率について、今後毎年公表することを予定しており、それと併せて本加算による取組の状況についても公表することを予定

【参照法令、通知、事務連絡等】報酬告示：第１の12の３（児発）、第３の１０の３（放デイ） 基準告示（270）１の１３（児発）、８の４の７（放デイ）

３／４未定稿

①通所自立支援加算【新設】〔放課後等デイサービス〕

○　こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
通所自立支援加算　６０単位／回（算定開始から３月を限度）
※　学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

ポ　イ　ン　ト

○　本加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、障害児に対して、学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定するもの

【主な要件】

・児童が公共交通機関等又は徒歩により放課後等デイサービスに通う際に、放課後等デイサービスの従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等※を習得するための助言・援助等の支援を行うこと（※移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等）
・個別に配慮すべき事項その他の通所に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置付けること
・加算対象児の安全な通所のために必要な体制を確保した上で支援を行うこと（※児童一人につき職員一人の同行を基本とするが、児童の障害特性や状況等も踏まえて安全が確保されると判断される場合には、複数人の児童につき職員一人の同行とすることも可能とする）
・通所に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付けていること
・加算対象児ごとの支援記録を作成すること

○　重症心身障害児は対象とならない。また、同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動などは対象とならない
○　算定開始から３月（９０日）の間に行った通所に係る支援に限り、算定が可能。転居や転校、進学・進級などで通所の経路が変更した場合等であって再度の知識の習得や環境変化への対応などが必要なときは、改めて算定することが可能

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：第３の７の４（放デイ）
基準告示（270）８の４の６

②自立サポート加算【新設】〔放課後等デイサービス〕

○　こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
自立サポート加算【新設】　１００単位／回（月２回を限度）
※　高校生（２年生・３年生に限る）について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

ポ　イ　ン　ト

○　本加算は、こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、進路を選択する時期である就学児に対して、学校卒業後の生活を見据えて、学校等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に算定するもの
【対象となる児】進路を選択する時期にある就学児（高校２年生・３年生を基本とする）
【主な要件】
・対象となる児の個別支援計画を踏まえ、当該児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための自立サポート計画を作成すること
・自立サポート計画に基づき、児童の適性・障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助や、必要となる知識技能の習得支援など、児童が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。その際、必要に応じて地域の商工会や企業等と連携すること
・計画に基づく支援の実施状況の把握を行うとともに、課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと
・計画の作成・見直しに当たって、当該児童・保護者に説明するとともに、同意を得ること
・児童が在籍する学校との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成・見直し、支援の実施において必要な連携を図ること（なお、連携における会議等の実施について、関係機関連携加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を可能とする）
・対象児ごとの支援に関する記録を行うこと

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：第３の７の３（放デイ）
基準告示（270）：８の４の５

３／４未定稿

①障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障 〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援〕

○　運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

運　営　基　準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

○指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。（第26条第２項・新設）

○児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。（第27条第２項・見直し）

○児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。（同上第５項・見直し）

○児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。（第28条第２項・新設）

※第71条、第71条の14、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業、指定保育所等訪問事業についても準用

ポ　イ　ン　ト

○　本基準は、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、指定児童発達支援事業者に対し、障害児と保護者の意思を尊重するための配慮を求めるとともに、児童発達支援管理責任者に対し、①個別支援計画の作成に当たり、障害児の意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮すること、②業務を行うに当たり、障害児と保護者の意思を尊重するよう努めることを求めるもの

○　「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいう。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである

○　個別支援計画の作成にあたってのサービス担当者等会議における、「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制」の確保として、例えば、保護者に加えて、年齢や発達の程度に応じて、可能な限り障害児本人の意見を聴くことが考えられる

○　児童発達支援管理責任者は、従業者に対しても、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められる。これらを適切に行うため、専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい

○　なお、今回の改定にあわせて、支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮に関して、考え方や取組の留意点などを示した手引きの作成を予定している（令和６年４月頃発出予定）

３／４未定稿

②食事提供加算（見直し）〔児童発達支援センター〕

○　令和５年度末までの経過措置とされていた児童発達支援センターの食事提供加算について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和９年３月31日まで経過措置を延長する。

単位数（新旧）

【現行】
食事提供加算（Ⅰ）（中間所得者の場合）　３０単位／日
食事提供加算（Ⅱ）（低所得者の場合）　４０単位／日
※　児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して食事の提供を行う場合

【改定後】
食事提供加算（Ⅰ）３０単位／日…①
食事提供加算（Ⅱ）４０単位／日…②
※　児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して利用する障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合
① 栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合
② 管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合

ポ　イ　ン　ト

要・都道府県への届出（調理室で調理された食事の提供）

○　本加算は、児童発達支援センターにおいて、低所得・中間所得世帯の児に対して、令和９年３月31日までの間、障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合に算定するもの
【対象となる児】低所得・中間所得世帯の児
【主な要件】
・児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること（調理室での調理の外部委託は可。外部搬入は不可）
・栄養士（加算Ⅰ）又は管理栄養士（加算Ⅱ）が献立の確認及び食事提供の助言・指導を行うこと（栄養士・管理栄養士は従業者でなく外部との連携により確保することも可）
・障害児の特性、年齢、発達の程度、食事の摂取状況その他の配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと
・障害児ごとの食事の摂取量、身長・体重・その他の身体の成長に関する事項を記録すること
・食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること（行事食の提供や調理実習の実施等）
・保護者の求めに応じて、食事・栄養に関する相談援助を行うこと
・障害児の家族等に対して、年に１回以上食事・栄養に関する研修を計画的に実施していること（加算Ⅱのみ）

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：第１の３
基準告示（２７０）：１の５

３／４未定稿

①医療連携体制加算（Ⅶ）【見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

○　医療的ケア児への支援の促進を図る観点から、認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算（Ⅶ）について、評価の見直しを行うとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定を可能とする。

単位数（新旧）

【現行】
医療連携体制加算（Ⅶ）　１００単位／日
※　喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医　療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケア区分による基本報酬又は主として重症心身障害児に対し支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は算定しない）

【改定後】
医療連携体制加算（Ⅶ）　２５０単位／日
※　喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定しない）

ポ　イ　ン　ト

○　本加算は、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に算定するもの

○　これまで、主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対し指定通所支援を行った場合の基本報酬が算定されていた障害児については医療連携体制加算（Ⅶ）を算定することができないとされていたが、令和６年度報酬改定後は当該障害児についても算定可能とするもの

○　医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合や、看護職員を確保し医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅴ）により評価されている場合、主として重症心身障害児を通わせる事業所において看護職員加配加算を算定している場合には、算定しない

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第１の１０（児発）、別表第３の８（放デイ）
留意事項通知：

②主として重症心身障害児の基本報酬【見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

○　重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分設定を１人単位刻みから３人単位刻みとする見直しを行う。なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、時間区分創設の見直しは行わない。

単位数（新旧）

【現行】
主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援）
利用定員が５人　2098単位／日
利用定員が６人　1757単位／日
利用定員が７人　1511単位／日
利用定員が８人　1326単位／日
利用定員が９人　1184単位／日
利用定員が10人　1069単位／日
利用定員11人以上　837単位／日
※放デイも同様の定員区分設定

【改定後】
主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援）
利用定員が５人以上７人以下　2131単位／日
利用定員が８人以上10人以下　1347単位／日
利用定員11人以上　850単位／日
※放デイも同様の定員区分設定

ポ　イ　ン　ト

○　主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分を１人単位刻みの８区分から、３人単位刻みの３区分に見直す

○　なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所について、時間区分による算定は導入しない。当該事業所については、延長支援加算は従前のとおり、事業所の営業時間（８時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる

○　支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間は30分以上とする。30分未満の支援の設定については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：（児発）別表第１の１のハ、注２の２、注２の６　（放デイ）別表第３の１の口、注１の３、注２の３

３／４未定稿

③入浴支援加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
入浴支援加算【新設】　５５単位／回（月８回を限度）
（放課後等デイサービス　７０単位/回（月８回を限度））
※　医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

ポイント

要・都道府県への届出（基準適合）

○　本加算は、こどもの発達や日常生活の支援及び家族支援の観点から、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】医療的ケア児、重症心身障害児
【主な要件】
・安全に入浴させるために必要となる浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていること
・障害特性、身体の状況等も十分に踏まえて安全に入浴させるために必要な体制を確保していること
・入浴に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付けていること
・事前に対象児の障害特性、家庭における入浴の状況その他の必要な情報を把握し、これらを踏まえて個別支援計画に位置付けた上で支援を実施すること
・安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、障害特性や発達段階に応じた適切な方法で支援を実施すること

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第１の９の２（児発）、別表第３の７の２（放デイ）
施設基準告示（２６９）：４の２（児発）、１０の２（放デイ）
基準告示（２７０）：１の１２（児発）、８の４の４（放デイ）

３／４未定稿

④送迎加算【見直し】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
送迎加算
＜児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外＞
障害児　５４単位／回
医療的ケア児　＋３７単位／回
（※）医療的ケア区分による基本報酬を算定する事業所のみ
看護職員の付き添いが必要。
＜児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所＞
重症心身障害児　３７単位／回
（※）職員の付き添いが必要

【改定後】
送迎加算
＜児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外＞
障害児　５４単位／回
重症心身障害児　＋４０単位／回
医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合）＋８０単位／回
医療的ケア児（その他の場合）　＋４０単位／回
（※）医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可。
＜児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所＞
重症心身障害児　４０単位／回
医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合）８０単位／回
医療的ケア児（その他の場合）　４０単位／回
（※）重症心身障害児については、職員の付き添いが必要
（※）医療的ケア児については、医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

ポイント

要・都道府県への届出（基準適合：医ケア児・重症児の場合）

○　本加算は、車両により居宅や学校等と事業所との間の送迎を行った場合に算定するもの。重症心身障害児や医療的ケア児の送迎については体制確保を求めた上でさらなる加算を行うもの
【主な要件】
・車両により居宅や学校等と事業所との間の送迎を行うこと
・重症心身障害児の送迎の加算（４０単位）については、運転手に加え、基準により置くべき直接支援業務に従事する職員１以上が同乗すること
・医療的ケア児の送迎の加算（４０単位）については、運転手に加え、看護職員等（喀痰吸引等のみ必要な児の場合には認定特定行為従事者を含む）１以上が同乗すること

○　今回の改定では、医療的ケア児の送迎の加算について、医療的ケア区分による基本報酬算定事業所以外でも算定可能とするとともに、医療的ケアスコア１６点以上の児（中重度医療的ケア児）の送迎について、さらに高い単位を設定したところ（８０単位）。なお、中重度医療的ケア児の送迎にあたっては、医療濃度も踏まえた安全な送迎に必要な体制を確保するものとする

○　同一敷地内又は隣接する敷地内での送迎については、重症心身障害児・医療的ケア児の加算も含めた全体の単位数の７割の単位数を算定

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第１の１１（児発）、別表第３の９（放デイ）　施設基準子告示（２６９）：４の３～４の６（児発）、１０の３～１０の６（放デイ）

⑤共生型サービス医療的ケア児支援加算【新設】〔共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス〕

○　医療的ケア児の受入れ先の拡充を図る観点から、共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
共生型サービス医療的ケア児支援加算　４００単位／日
※共生型サービスにおいて、看護職員等（認定特定行為業務従事者を含む　）を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして届け出た事業所において、医療的ケア児に対して支援を行った場合

ポ　イ　ン　ト　要・市町村による給付決定時の児の判定　／　要・都道府県への届出（配置、地域貢献活動）

○　本加算は、共生型サービス事業所において、看護職員等（認定特定行為業務従事者を含む。以下同じ。）を１以上配置し、医療的ケア児に対して看護職員等により医療的ケア（認定特定行為業務従事者にあっては、喀痰吸引等に限る。）を行うことに加え、地域に貢献する活動を行っている場合に算定するもの

【対象となる児】医療的ケア児

【主な要件】

・共生型サービス事業所において、看護職員等を１以上配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）していること
・医療的ケア児に対して、看護職員等が医療的ケアを行っていること
・当該事業所が地域に貢献する活動を行っていること。地域に貢献する活動の具体的な内容としては、
　・「地域住民へ医療的ケア児に対する理解を促進する啓発活動」
　・「地域の交流の場の設置（開放スペースや交流会により、医療的ケア児と地域のこどもの交流を実施する等）」
　・「保育所等で医療的ケア児の受入が促進されるための後方支援」
　・「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」
　・「地域のボランティアの受入や地域活動の実施」
　など、地域や多世代との関わりを持つためのものとし、医療的ケア児のインクルージョンの推進に資する活動とする

○　看護職員等の配置について、医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅶ）で評価されている場合には、算定しない

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第１の１２の５（児発）、別表第３の１０の５（放デイ）

３／４未定稿

①強度行動障害児支援加算【見直し】〔児童発達支援〕

○　強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

単位数（新旧）

【現行】
強度行動障害児支援加算　　155単位／日
※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

【改定後】
強度行動障害児支援加算　　200単位／日
（加算開始から90日以内の期間は、さらに＋500単位／日）
※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

ポ　イ　ン　ト

要・市町村による給付決定時の児の判定　／　要・都道府県への基準適合の届出

○　本加算は、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】
・強度行動障害を有する児（児基準２０点以上）

【主な要件】
・実践研修修了者を１以上配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）し、支援計画シートを作成
・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（支援を行う主体は実践研修修了者を基本とするが、基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者（児発管でも可）が原則２回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）
・共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合にのみ算定可能とする

○　加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中において、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと

○　支援計画シートについては、３月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第１の８の２（児発）
基準告示（２７０）：１の７（対象）、１の８（支援）

３／４未定稿

①強度行動障害児支援加算【見直し】〔放課後等デイサービス〕

○　強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】
強度行動障害児支援加算　　155単位／日
※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

【改定後】
強度行動障害児支援加算(Ⅰ)（児基準20点以上）　　200単位／日…①
強度行動障害児支援加算(Ⅱ)（児基準30点以上）　　250単位／日…②
（加算開始から90日以内の期間は、さらに＋500単位／日）
※①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合
②強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

ポイント

要・市町村による給付決定時の児の判定
要・都道府県への基準適合の届出

○　加算Ⅰは、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの。
【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準２０点以上）
【主な要件】
・実践研修修了者を１以上配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）し、支援計画シートを作成…①
・配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（支援を行う主体は実践研修修了者を基本とするが、基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者（児発管でも可）が原則２回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）…②
・共生型放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合のみ算定可能とする…③

○　加算Ⅱは、強度行動障害支援者養成研修（中核人材）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が当該児に対して支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準３０点以上）
【主な要件】・①～③に加え、中核的人材研修修了者の配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）、中核的人材研修修了者による助言

○　加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中においては、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援が必要

○　支援計画シートについては、３月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令、通知、事務連絡等】報酬告示：別表第３の６の２（放デイ）　基準告示（２７０）：８の２（対象）、８の３（支援）

３／４未定稿

②集中的支援加算【新設】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

○　状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を事業所等とともに行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
集中的支援加算【新設】　1000単位／日
※　強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算

ポイント

要・市町村による給付決定時及び支援開始前における児の判定

○　本加算は、強度行動障害を有する児の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材が障害児通所支援事業所を訪問し、集中的な支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準２０点以上）であって、状態が悪化して障害児通所支援の利用や日常生活の維持が困難な状態となっている児（申請に基づき市町村が判定）

【主な要件】
- 広域的支援人材（※）を事業所に訪問させ、又はオンライン等を活用して、広域的支援人材が中心となって、対象となる児に対して集中的支援を行うこと
  （※）強度行動障害を有する児者の支援に関して高度な専門性を有すると都道府県（政令市・児相設置市含む）が認めた者であって地域において支援を行うものをいう（都道府県において、中核的支援人材研修の講師や発達障害者支援地域マネジャー等から選定し、名簿を作成）
- 「集中的支援」については、①広域的支援人材が対象となる児及び事業所のアセスメントを行った上で、広域的支援人材と事業所が共同し、対象児の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための集中的支援実施計画（事業所全体の支援の進め方の計画）を作成し、②事業所において、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画及び個別支援計画（実践研修修了者を配置している場合は併せて支援計画シート等）に基づき支援を実施すること
- 広域的支援人材から、訪問又はオンライン等の活用により、対象となる児への支援が行われる日及び随時に、対象児の状況や支援内容の確認を受けるとともに、事業所への助言援助を受けること（なお、本加算の算定は、対象児に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行うものとする）
- 集中的支援実施計画について、広域的支援人材と共同し、概ね月に１回以上の頻度で見直しを行うこと
- 対象児の状況及び支援内容について記録を行うこと
- 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること
- 広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の報酬を支払うこと
- 対象児が複数の事業所を併用している場合にあっては、これらの事業所とも連携し集中的支援実施計画の作成や支援を行うこと。なお、複数事業所がそれぞれ広域的支援人材の助言援助を受けて支援を行う場合には、それぞれが本加算を取得することを可能とする
- 支援にあたっては対象児の障害児相談支援事業所とも緊密に連携すること（セルフプランの場合には市町村において速やかに相談支援につなげること）

○　本加算については、市町村が事業所から集中的支援実施の申請を受け、実施の可否を判定し、広域的支援人材の名簿（都道府県が予め作成・共有）から広域的支援人材を選定し、その派遣を都道府県と連携して調整する枠組みを構築して、運用するものとする。広域的支援人材は、支援終了後に集中的支援の実施報告書を市町村及び都道府県に提出するものとする

○　強度行動障害児支援加算との併算定は可能

【参照法令、通知、事務連絡等】 報酬告示：別表第１の８の３（児発）、別表第３の６の３（放デイ）　基準告示（２７０）１の９（児発・対象）、８の３の２（放デイ・対象）

①児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）【見直し】〔児童発達支援〕

○　個別サポート加算（Ⅰ）について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。

単位数（新旧）　要・都道府県への届出（※市町村が加算対象事業所リストを作成し都道府県に提出。対象リスト掲載事業所から都道府県に届出）

【現行】
個別サポート加算（Ⅰ）　１００単位／日
※　著しく重度又は行動上課題のあるケアニーズの高い障害児（乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当）に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所を除く）

【改定後】
個別サポート加算（Ⅰ）　１２０単位／日
※　重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

ポ　イ　ン　ト　要・市町村による給付決定時の児の判定

○　本加算は、著しく重度の障害児に対し、児童発達支援を行った場合に算定するもの
【対象となる児】※現行とは異なることに留意（乳幼児等サポート調査表は廃止）
①重症心身障害児
②身体に重度の障害がある児童（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
③重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）
④精神に重度の障害がある児童（１級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）

○　主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第１の９（児発）

３／４未定稿

②放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）【見直し】〔放課後等デイサービス〕

○　個別サポート加算（Ⅰ）について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】
個別サポート加算（Ⅰ）　１００単位／日
※　著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち３以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポート調査表13点以上）障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

【改定後】
個別サポート加算（Ⅰ）　９０単位／日…①
１２０単位／日…②
※①ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合
②ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（いずれも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く。）

ポ　イ　ン　ト

要・市町村による給付決定時の児の判定（ケアニーズの高い児／著しく重度の児）
要・都道府県への届出（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の配置・支援による加算を受ける場合）

○　本加算は、これまでの個別サポート加算(Ⅰ)同様、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児を対象としながら、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、それぞれのこどもの状態像や体制に応じて加算をするもの

【対象となる児】※これまでと変更なし
①ケアニーズの高い障害児　90単位/日
就学児サポート調査表【厚生労働大臣の定める基準（平24厚労告270・第8号の４）】の各項目において算出した合計が13点以上の障害児
②著しく重度の障害児　120単位/日
就学児サポート調査表において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするとされた障害児

○　上記①の障害児に対して、強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置（常勤・常勤換算ではなく単なる配置で可）して、当該者が支援を行った場合には、さらに30単位を加算（合計120単位）するものとする。

○　主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合の基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第３の７（放デイ）
施設基準告示（２６９）：１０（基礎研修修了者の配置）　基準告示（２７０）：8の4（対象児）、8の4の2（支援の基準）、8の4の3（対象児）

３／４未定稿

③個別サポート加算（Ⅱ）【見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

○　要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、個別サポート加算（Ⅱ）について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】
個別サポート加算（Ⅱ）　１２５単位／日
※　要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所等と連携（支援の状況等を年１回以上共有）し支援を行った場合

【改定後】
個別サポート加算（Ⅱ）　１５０単位／日
※　要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携（支援の状況等を６月に１回以上共有）し支援を行った場合

ポ　イ　ン　ト

○　本加算は、要保護・要支援児童に対して、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所やこども家庭センター等と連携して支援を行った場合に算定するもの。ただし、これらの支援の必要性について、保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること

【対象となる児】
・要保護・要支援児童（児童相談所やこども家庭センター等の機関と連携して支援を行う必要がある障害児）

【主な要件】
・児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（連携先機関等）と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること
・連携先機関等と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと
・支援の状況等を６月に１回以上関係機関と共有すること。その記録を文書で保管すること
・市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること

○　本加算を算定している場合にあっては、同じ観点からの関係機関等との連携については、関係機関連携加算（Ⅲ）は算定できない

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第１の９（児発）、別表第３の７（放デイ）

④人工内耳装用児支援加算【見直し・新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　難聴児支援の充実を図る観点から、人工内耳を装用している児に支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
人工内耳装用児支援加算
利用定員に応じて４４５～６０３単位／日

※主として難聴児を支援する児童発達支援センター（眼科・耳鼻咽喉科の嘱託医を配置、言語聴覚士を４以上配置、聴力検査室を設置）において、人工内耳を装用している児に対して支援を行った場合

【改定後】
人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）
利用定員に応じて４４５～６０３単位／日…①
人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）１５０単位／日…②
※①　児童発達支援センター（聴力検査室を設置）において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合
②　児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

ポ　イ　ン　ト

要・市町村による給付決定時の児の判定　／　要・都道府県への届出

○　本加算は、人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を配置し、かつ眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下で支援を行った場合に算定するもの。
【対象となる児】人工内耳を装用している児
【主な要件】
＜人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）＞※児童発達支援センターのみ算定可
①　聴力検査室を有していること。
②　言語聴覚士を1以上加配で配置（常勤又は常勤換算による配置）し、児の状態や個別配慮事項等について個別支援計画に位置づけて支援を行うこと。
③　主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること
④　地域の保育所、学校、障害児支援事業所等の関係機関に対して、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うとともに、情報提供の機会や研修会の開催等、人工内耳装用児への理解や支援の促進に資する取組を行うこと
＜人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）＞
①　言語聴覚士を１以上配置（常勤・常勤換算ではなく単なる配置で可）し、児の状態や個別配慮事項等について個別支援計画に位置づけて支援を行うこと
②　主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること
③　地域の関係機関の求めに応じて、相談援助を行うこと

○　旧主として難聴児指定発達支援事業所（センター）において、主として難聴児経過的児童発達支援給付費を算定している場合において、加算（Ⅰ）の②は加配でなくても可

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第１の８の４（児発）、別表第３の６の４（放デイ）　施設基準告示（269）４　基準告示（270）１の１０、１の１１（児発）

３／４未定稿

⑤視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

○　視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。

単 位 数 （ 新 旧 ）

【現行】
なし

【改定後】
視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】　１００単位／日
※　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して、支援を行った場合

ポ イ ン ト

要・都道府県への届出（人材の配置）

○　本加算は、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合に加算するもの

【対象となる児】
・視覚に重度の障害を有する障害児（身体障害者手帳の1級又は２級に該当し日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる児）
・聴覚に重度の障害を有する障害児（同・身体障害者手帳の２級に該当）
・言語機能に重度の障害を有する障害児（同・身体障害者手帳の３級に該当）

【主な要件】
・意思疎通に関し専門性を有する者を、当該障害児に対して支援を行う時間帯を通じて配置し、当該者が対象となる児童に対してコミュニケーション支援を行っていること（加配でなく、基準により配置すべき職員によることも可。常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）
・「意思疎通に求める専門性を有する者」とは、以下のとおりとする
（視覚障害）点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者
（聴覚障害又は言語機能障害）日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者
（障害のある当事者）障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第１の８の５（児発）、別表第３の６の５（放デイ）

３／４未定稿

①個別サポート加算（Ⅲ）【新設】〔放課後等デイサービス〕

○　継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
個別サポート加算（Ⅲ）【新設】　７０単位／日
※不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

ポ イ ン ト

○　本加算は、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある障害児について、学校との連携を緊密に図りながら放課後等デイサービスを行った場合に算定するもの

【対象となる児童】
・不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く）」であって、学校が不登校の状態であると認める児童とする

【主な算定要件】
・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、学校と日常的な連携を図り、個別支援計画に位置づけて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと。学校との情報共有については、月に1回以上行うこと。その要点について記録を行うこと（なお、当該連携については関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定は不可）
・障害児の家族と連携を図り、家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を月1回以上行うこと。その要点について記録を行うこと。（なお、当該相談援助については家族支援加算の算定は不可）
・1ヶ月に1回以上は、障害児の不登校の状態が継続されているか否かについて、学校に確認をすること
・市町村（教育担当部局又は障害児支援担当部局）から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第３の７（放デイ）
留意事項通知：

３／４未定稿

②訪問支援員特別加算【見直し】〔居宅訪問型児童発達支援〕

○　支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】
訪問支援員特別加算　679単位/日
※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事５年以上（その他職員は１０年以上）の職員を配置した場合

【改定後】
訪問支援員特別加算（Ⅰ）　850単位/日…①
訪問支援員特別加算（Ⅱ）　700単位/日…②
※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事５年以上の職員を配置し当該職員が支援を行う場合
①業務従事10年以上の職員の場合
②業務従事５年以上10年未満の職員の場合

ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

○　本加算は、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業又は障害児入所施設等の従事者等として一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に算定するもの　　※配置のみではなく、当該者が訪問支援を行う必要があることに留意

【要件】
＜訪問支援員特別加算（Ⅰ）＞
以下の①又は②に規定する期間が10年以上の者を配置し、当該者が居宅に訪問して支援を行うこと
＜訪問支援員特別加算（Ⅱ）＞
以下の①又は②に規定する期間が５年以上の者を配置し、当該者が居宅に訪問して支援を行うこと

①　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
②　児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第４の１の２（居宅訪問型児発）　基準告示（２７０）１０の２の２

③多職種連携支援加算【新設】〔居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援〕

○　障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
多職種連携支援加算【新設】　200単位/回（月１回を限度）
※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

ポ　イ　ン　ト

要・都道府県への届出（人材の配置）

○　本加算は、障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、複数の職種の異なる訪問支援員（専門性により事業所における配置・役割が異なる者）が支援を行った場合に、算定するもの

【主な要件】
・２以上の複数人の訪問支援員により訪問支援を行うこと。複数人のうち1人は、訪問支援員特別加算を算定できる訪問支援員であること
・複数人の訪問支援員は、異なる専門性を有していること。具体的には、以下の①～⑦のうち、異なる資格・経験を有する訪問支援員であること
①保育士・児童指導員、②理学療法士、③作業療法士、④言語聴覚士、⑤看護職員、⑥児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員、⑦心理担当職員
・あらかじめ当該児童のアセスメントに基づき、多職種連携の必要性を個別支援計画に明記し、給付決定保護者の同意を得ること
・支援にあたる複数人が、支援の提供に要する時間を通じて滞在し、連携して支援を行うこと
・訪問支援を行った後、それぞれの専門性の観点から記録を行うこと

○　本加算は、月１回を限度として算定するものであるが、居宅訪問型児童発達支援の利用開始直後や状態の悪化等の場合、居宅訪問型児童発達支援計画策定時や更新時など、障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人が連携しての多角的なアセスメントや支援が求められるで行われるタイミングで活用されることが望ましい

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第４の１の４（居宅訪問型児発）、別表第５の１の５（保育所等訪問支援）

３／４未定稿

④強度行動障害児支援加算【新設】〔居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援〕

○　強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
強度行動障害児支援加算【新設】　　200単位／日
※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

ポ　イ　ン　ト

要・市町村による給付決定時の児の判定
要・都道府県への届出（支援の基準適合）

○　本加算は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定保育所等訪問支援事業所）が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、当該修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】
・強度行動障害を有する児（児基準２０点以上）
【主な要件】
・実践研修修了者の配置（児発管でも可）。実践研修修了者による支援計画シート等の作成
・実践研修修了者又は基礎研修修了者による支援計画シート等に基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が１月に１回以上当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること）

○　支援計画シートについては、３月に一回程度の頻度で見直しを行うこと

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第４の１の５（居宅訪問型児発）、別表第５の１の７
施設基準告示（２６９）
基準告示（２７０）１０の２の３（居宅・対象児）、１０の２の４（居宅・支援）、１０の８（保育所等・対象児）、１０の９（保育所等・支援）

３／４未定稿

⑤家族支援加算【新設・見直し】〔居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援〕

○　障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う〔居宅訪問型児発〕
○　家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点から、家庭連携加算を見直し、家族支援の評価の見直しを行う〔保育所等訪問〕

単位数（新旧）

＜居宅訪問型児童発達支援＞
【現行】
なし

＜保育所等訪問支援＞
【現行】
家庭連携加算（月２回を限度）
入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合
居宅を訪問（所要時間１時間以上）　２８０単位／回
（所要時間１時間未満）　１８７単位／回

【改定後】＜居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援＞
家族支援加算（Ⅰ）（月２回を限度）
障害児の家族に対して個別に相談援助等を行った場合
居宅を訪問（所要時間１時間以上）　３００単位／回
（所要時間１時間未満）　２００単位／回
※居宅訪問型児童発達支援にあっては、訪問日以外の日の訪問に限る
事業所等で対面　１００単位／回
オンライン　８０単位／回
家族支援加算（Ⅱ）（月４回を限度）
障害児の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合
事業所等で対面　８０単位／回
オンライン　６０単位／回
※　多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月４回を超えて算定することはできないこととする。

ポ　イ　ン　ト

○　本加算は、障害児の家族（きょうだいを含む。）に対して、加算(Ⅰ)は、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで個別に、加算(Ⅱ)は、事業所等での対面若しくはオンラインでグループにより、相談援助等を行った場合に算定するもの
【主な要件】
・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、基準で置くべきとされている従業者が、個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること
・事業所等及びオンラインでの相談援助については原則として３０分以上行うこと（家族側の事情により３０分未満となる場合はこの限りでない）
・オンラインの場合、原則としてカメラ有で実施すること（家族側の通信環境等の事情によりやむを得ない場合にはこの限りでない）
・グループでの相談援助については、最大８世帯までを１組として行うこと。なお、グループでの相談援助はペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組を想定しており、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい
・相談内容の要点に関する記録を行うこと
○　加算(Ⅰ)は訪問日以外の日に限り算定可。また、保育所等訪問支援について、保護者へのフィードバックとは区分して実施すること
○　加算(Ⅰ)について、保育所など、居宅・事業所以外の場で対面で個別に相談援助を行う場合は、「事業所等で対面」を算定するものとする
○　加算(Ⅰ)(Ⅱ)ともに、同一の日はそれぞれ１回に限り算定可（例えば、個別を同一の日に居宅訪問とオンラインで実施した場合、いずれかのみ算定可）
○　個別とグループの相談援助を同一の日に実施した場合、加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の併算定が可能
○　児発・放デイとの多機能型事業所である場合には、同一の児に係る家族支援について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計数は月４回（居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の多機能型事業所で当該サービス利用の場合、加算（Ⅰ）は月２回）を限度とすること

【参照法令、通知、事務連絡等】　報酬告示：別表第４の１の３（居宅訪問型児発）、別表第５の１の４（保育所等訪問支援）
留意事項通知：

３／４未定稿

①家族支援加算【家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

○　家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行う。また、事業所内相談支援加算（事業所内での相談援助）について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを行う。両加算について統合し、個別とグループでの支援に整理して評価を行う。
○　きょうだいへの支援も促進されるよう、統合後の加算において、きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化する。

単位数（新旧）

【現行】
・家庭連携加算（月４回を限度）
　入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合
　　居宅を訪問（所要時間１時間以上）　２８０単位／回
　　（所要時間１時間未満）　１８７単位／回
・事業所内相談支援加算
　入所児童の家族に対して事業所等で相談援助等を行った場合
　　加算（Ⅰ）（個別相談）　１００単位／回（月１回を限度）
　　加算（Ⅱ）（グループ）　８０単位／回（月１回を限度）

【改定後】※両加算を統合
・家族支援加算（Ⅰ）（月４回を限度）
　入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談援助等を行った場合
　　居宅を訪問（所要時間１時間以上）　３００単位／回
　　（所要時間１時間未満）　２００単位／回
　　事業所等で対面　１００単位／回
　　オンライン　８０単位／回
・家族支援加算（Ⅱ）（月４回を限度）
　入所児童の家族（きょうだいを含む）に対してグループでの相談援助等を行った場合
　　事業所等で対面　８０単位／回
　　オンライン　６０単位／回
※　多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月４回を超えて算定することはできないこととする。

ポ　イ　ン　ト

○　本加算は、障害児の家族（きょうだいを含む。）に対して、加算(Ⅰ)は、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで個別に、加算(Ⅱ)は、事業所等での対面若しくはオンラインでグループにより、相談援助等を行った場合に算定するもの
　【主な要件】
　・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、基準で置くべきとされている従業者が、個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること
　・事業所等及びオンラインでの相談援助は原則として３０分以上行うこと（家族側の事情により３０分未満となる場合はこの限りでない）
　・相談内容の要点に関する記録を行うこと
　・オンラインの場合、原則としてカメラ有で実施すること（家族側の通信環境等の事情によりやむを得ない場合にはこの限りでない）
　・グループでの相談援助については、最大８世帯までを１組として行うこと。なお、グループでの相談援助はペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組を想定しており、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい
○　保育所など、居宅・事業所以外の場で対面で個別に相談援助を行う場合は、「事業所等で対面」を算定するものとする
○　加算(Ⅰ)(Ⅱ)ともに、同一の日はそれぞれ１回に限り算定可（例えば、個別を同一の日に居宅訪問とオンラインで実施した場合、いずれかのみ算定可）
○　個別とグループの相談援助を同一の日に実施した場合、加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の併算定が可能
○　保育所等訪問支援等との多機能型事業所である場合には、同一の児に係る家族支援について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計数は月４回を限度とすること

【参照法令、通知、事務連絡等】　報酬告示：別表第１の２（児発）、別表第３の２（放デイ）
留意事項通知：

３／４未定稿

②子育てサポート加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○　家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
子育てサポート加算【新設】　８０単位／回（月４回を限度）
※　保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

ポ　イ　ン　ト

○　本加算は、障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等の支援を行った場合に算定するもの

【主な要件】
- あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、基準に置くべきとされている従業者が、個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること
- 障害児への指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、支援を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性や特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供するとともに、それとあわせて相談援助等を行うこと
- 「機会の提供」について、児童発達支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていることを基本とする。ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越し等により、支援場面を観察しながら、異なる従業者が相談援助等の支援を行っても差し支えない
- 「相談援助等」について、従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、支援内容を報告するのみではなく、障害児及び家族ごとの状態を踏まえて個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族にあわせた丁寧に支援を行うこと
- 複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。従業者１人につき最大５世帯までを上限とする
- 家族等への支援内容の要点に関する記録を行うこと

○　子育てサポート加算を算定する相談援助等について、家族支援加算は算定できない

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：別表第１の２の２（児発）、別表第３の２の２（放デイ）

①延長支援加算の見直し〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

○　基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
○　延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、２人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】延長支援加算
　営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員１名以上を配置）

対象者/時間	１時間未満	１時間以上 ２時間未満	２時間以上
障害児	61単位/日	92単位/日	123単位/日
重症児	128単位/日	192単位/日	256単位/日

【改定後】延長支援加算
　基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（５時間※１）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を２名以上（うち１名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）。

対象者/時間	１時間以上 2時間未満	２時間以上	30分以上 １時間未満（※２）
障害児	92単位/日	123単位/日	61単位/日
重症児	192単位/日	256単位/日	128単位/日

（※１）放課後等デイサービスについては平日３時間、学校休業日５時間
（※２）延長時間30分以上１時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

ポ　イ　ン　ト

要・都道府県への基準適合の届出

○本加算は、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定するもの
【主な要件】
・支援時間が５時間（放デイ平日は３時間）である児を受け入れることとしていること
・運営規程に定められている営業時間が６時間以上であること（放デイ平日は除く）
・障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること
・上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて※延長支援（１時間以上）を行うこと（※支援が必要な理由、延長時間、支援内容等）
・延長支援を行う時間帯に職員を２（対象児が10人を超える場合は、２に10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数）以上配置していること
（うち１以上は基準により置くべき職員（児発管含む）とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）

○児童又は保護者の都合により延長支援時間が１時間未満となった場合は、低い単位で算定が可（この場合でも30分以上の支援時間であることが必要）

○支援の前後ともに行う場合は延長支援時間はいずれも１時間以上とすること

○主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のとおり、事業所の営業時間（８時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる

【参照法令、通知、事務連絡等】　報酬告示：別表第１の12（児発）、別表第３の10（放デイ）
施設基準告示（269）４の７、５（児発）、１０の７、１１（放デイ）

３／４未定稿

①インクルージョンに向けた取組の推進〔児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援〕

○　運営基準において、事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める。

運　営　基　準　※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

○指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならない。（第26条の３・新設）

○児童発達支援管理責任者は、（中略）インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第４項・見直し）

※第71条、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定保育所等訪問事業についても準用。

ポ　イ　ン　ト

○ 本基準は、障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる社会の実現に向けては、こども施策全体の連続性の中で、インクルージョンを推進していくことが重要であることに鑑み、指定児童発達支援事業者は、障害児が児童発達支援を受けることにより、地域の保育・教育等の支援を受けることができるようにすることで、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととしたもの

○　個別支援計画において、インクルージョンの観点を踏まえた取組（例えば保育所等への移行支援等）や、支援におけるインクルージョンの視点（例えば地域との交流の機会の確保等）について明記することを求める。なお、個別支援計画の参考様式、インクルージョンの観点を踏まえた事業所の取組・支援などについて、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、保育所等訪問支援ガイドラインでお示しする予定（令和６年４月頃発出予定）

３／４未定稿

②保育・教育等移行支援加算【見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

○　保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
保育・教育等移行支援加算　５００単位／回（１回を限度）
※　障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）

【改定後】
保育・教育等移行支援加算
・退所前に移行に向けた取組（※）を行った場合
５００単位／回（２回を限度）
（※）移行先への助言援助や関係機関等との移行に向けた協議等
・退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合
５００単位／回（１回を限度）
・退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合
５００単位／回（１回を限度）

ポイント

○　本加算は、指定児童発達支援事業所等が、障害児に対して、地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、当該障害児が指定児童発達支援事業所等を退所して、保育所等（移行先施設）に通うことになった場合であって、
①退所前６か月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言等（保育・教育等移行支援）を行った場合（２回を限度）
②退所後３０日以内に、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行った場合（１回を限度）
③退所後３０日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言・援助等を行った場合（１回を限度）
に算定するもの

【主な要件】
・障害児及び家族の意向や課題を把握し、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること
・退所前の保育・教育等移行支援については、移行先施設との間で、こどもや家族の状況や課題の共有を行うとともに、会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連携調整などを行うこと。また、助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行うこと
・退所後の居宅等を訪問しての相談援助においては、障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行うこと
・退所後の移行先施設を訪問しての助言援助においては、移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して助言・援助を行うこと
・それぞれについて、支援の要点に関する記録を行うこと

○　本加算は、退所前の移行支援については退所日に、また、退所後の支援については実施日（訪問日）に算定すること
○　関係機関連携加算や保育所等訪問支援などで評価した行為については、本加算は算定されない
○　退所して病院等へ入院する場合、他の社会福祉施設等へ入所する場合、小中高に進学して学校に入学する場合は本加算は算定できない

【参照法令、通知、事務連絡等】報酬告示：第１の１２の４（児発）、第３の１０の３（放デイ）

①効果的な支援の確保・促進（訪問先と連携した個別支援計画の作成、支援時間の下限の設定等）〔保育所等訪問支援〕

○　運営基準において、事業者に対して、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携して作成・見直しを行うことを求める。
○　訪問支援時間に下限を設定し、３０分以上とすることを求める。
○　訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインの活用を推進する。

運　営　基　準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】
○児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。（第79条により準用される第27条第５項）

ポ　イ　ン　ト

（訪問先と連携した個別支援計画の作成）
○　本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、児童発達支援管理責任者に対し、個別支援計画の作成に当たり、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者と当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、当該個別支援計画について意見を求めることとしたもの。会議についてはオンラインを活用することが可

（支援時間の下限の設定）
○　訪問支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間は30分以上とする。30分未満の支援の設定については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。現に要した訪問支援の時間が30分未満となった場合については、基本報酬を算定しないことを基本とするが、障害児又は訪問先施設の事情による場合には算定を可能とする。なお、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める

（オンラインの活用の推進）
○　訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンスについて、業務効率化の観点から、オンラインで行うことも推奨する。関係機関連携加算（新設）において、会議をオンラインで行うことも可とするとともに、家族支援加算（見直し）において、オンラインでの実施について新たに評価を行う

【参照法令、通知、事務連絡等】
基準省令：第79条により準用される第27条第５項　報酬告示：第５の１の２

②関係機関連携加算【新設】〔保育所等訪問支援〕

○　効果的な支援を確保・促進する観点から、訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
関係機関連携加算【新設】　150単位/回（月1回を限度）
※訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により情報連携を行った場合

ポ　イ　ン　ト

○　本加算は、効果的な支援を確保・促進する観点から、保育所・学校等の訪問先施設に加えて、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関との連携を図るため、会議を開催等して当該関係機関と情報連携を行った場合に算定するもの。

【主な要件】

・あらかじめ給付決定保護者の同意を得ること
・関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること
・関係機関との間で、児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催等し、情報共有・連絡調整を行うこと。なお、会議はオンラインの活用も可能とする。
・会議や日常的な連携を踏まえて、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うこと。（なお、個別支援計画を作成等する場合の会議についても算定可）
・会議や日常的な連携の実施と、情報連携の要点について、記録を行うこと。

○　多機能型事業所の場合、同一の児童に係る算定は各サービスで合わせて月１回までとする。

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：第５の１の８（保育所等訪問支援）
留意事項通知：

３／４未定稿

③自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入〔保育所等訪問支援〕

○　効果的な支援を確保・促進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、未実施減算については、１年の経過措置期間を設ける。

運　営　基　準　※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】
○指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（第79条により準用される第26条第５項・新設）
○指定保育所等訪問支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（保護者評価）及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けて、その改善を図らなければならない。（同第６項・新設）
○指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（同第７項・新設）

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
自己評価等未公表減算　所定単位数の８５％を算定
※　保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価等の実施・公表が未実施の場合
（令和７年４月１日から適用）

ポ　イ　ン　ト　要・都道府県への基準適合の届出

○　本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、指定保育所等訪問支援事業者に対して、自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施を求め、これらの実施に当たっては、指定保育所等訪問支援事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）、当該事業所が訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けてその改善を図らなければならないこととしたもの

○　また、指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価・保護者評価・訪問先施設評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者・訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの

○　自己評価等の実施・公表が行われていない事業所については、基本報酬について８５％を算定（１５％を減算）するもの

○　公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、減算の施行は令和７年度からとなるが、令和６年度中から、評価の実施・公表を行った事業所は順次都道府県に届け出ることを可能とする

○　自己評価・保護者評価・訪問先評価の参考様式や実施手順については「保育所等訪問ガイドライン」でお示しする予定（令和６年４月頃発出予定）

【参照法令、通知、事務連絡等】
運営基準：第79条により準用される第26条第５・６・７項　報酬告示：第５の１の注２（４）　留意事項通知：

３／４未定稿

④訪問支援員特別加算【見直し】〔保育所等訪問支援〕

○　支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】
訪問支援員特別加算　６７９単位／日
※　保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事５年以上（その他職員は１０年以上）の職員を配置した場合

【改定後】
訪問支援員特別加算（Ⅰ）　８５０単位／日…①
訪問支援員特別加算（Ⅱ）　７００単位／日…②
※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事５年以上（保育所等訪問支援等の業務従事の場合、３年以上）の職員を配置し当該職員が支援を行う場合
①業務従事１０年以上（保育所等訪問支援等の業務従事５年以上）の職員の場合
②業務従事５年以上１０年未満（保育所等訪問支援等の業務従事３年以上）の職員の場合

ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

○　本加算は、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくは障害児入所施設等の従事者等として一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が指定保育所等訪問支援を行った場合に算定をするもの　　※配置のみではなく、当該者が訪問支援を行う必要があることに留意

【要件】
＜訪問支援員特別加算（Ⅰ）＞
以下の①若しくは②に規定する期間が10年以上の者又は③に規定する期間が５年以上の者を配置し、当該者が保育所等に訪問して支援を行うこと
＜訪問支援員特別加算（Ⅱ）＞
以下の①若しくは②に規定する期間が５年以上の者又は③に規定する期間が３年以上の者を配置し、当該者が保育所等を訪問して支援を行うこと

①　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
②　児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
③　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員若しくは相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援その他これに準ずる業務に従事した期間

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：第５の１の２（保育所等訪問支援）　基準告示（２７０）：１０の６（人材の基準）

３／４未定稿

⑤ケアニーズ対応加算【新設】〔保育所等訪問支援〕

○　ケアニーズの高い児のインクルージョンを推進していく観点から、保育所等訪問支援において、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児へ支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】
ケアニーズ対応加算【新設】　１２０単位／日
※訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合

ポ　イ　ン　ト

○　本加算は、著しく重度の障害児又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援事業所に訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、保育所等訪問支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】
①重症心身障害児
②身体に重度の障害がある児童（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
③重度の知的障害がある児童であること（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害）
④精神に重度の障害がある児童（１級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）
⑤医療的ケア児

○　訪問支援員特別加算の対象となる職員が訪問支援を直接実施しなくても算定が可能であるが、この場合にあっては、当該職員が対象児童への支援内容について、事前の確認や事後のフォローを行うなど、支援についてサポートを行うこと

【参照法令、通知、事務連絡等】
報酬告示：第５の１の６（保育所等訪問支援）基準告示（２７０）１０の７（保育所等訪問支援）

２　主な指摘事項について

（１）　基本原則について

市条例（倉敷市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例）
※　児童発達支援を引用

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第３条　指定障害児通所支援事業者等（共生型障害児通所支援の事業を行う者（以下「共生型障害児通所支援事業者」という。）及び基準該当通所支援の事業を行う者（以下「基準該当通所支援事業者」という。）を含む。以下この章において同じ。）は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第１９条において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

２　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

３　指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係自治体、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

４　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等必要な措置を講じなければならない。

≪主な指摘事項≫

- サービス提供開始後に、個別支援計画が作成され、説明同意日もサービス提供後である。
- 利用者の人権の擁護、虐待防止等のための従業者に対する研修が実施されていなかった。

※　個別支援計画について

暫定的な内容であっても、サービス提供開始日までに当該利用者の個別支援計画

を作成し、また、保護者及び障害児に当該計画について説明し、書面によりその同意を得た後に、当該計画に基づき支援を行ってください。

　なお、暫定的な個別支援計画を作成した場合は、早期にモニタリング（継続的なアセスメントを含む。）を実施し、当該計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行ってください。

（２）　人員及び設備に関する基準について

市条例

（従業者の員数）

第１２条　指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（１）　児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第２１条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士　指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上
ア　障害児の数が１０までのもの　２以上
イ　障害児の数が１０を超えるもの　２に、障害児の数が１０を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

（２）　児童発達支援管理責任者（障害児通所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）　１以上

２　前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常　活を営むために必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。

（１）　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

（２）　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４８条の３第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第３８条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第４８条の３第１項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第３８条において同じ。）を行う場合

（３）　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第２０条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのう

ち特定行為（同法附則第３条第１項に規定する特定行為をいう。次条及び第３８条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第２０条第１項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第３８条において同じ。）を行う場合

３　前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第３８条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

４　第１項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第４号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

（１）　嘱託医　１以上
（２）　看護職員　１以上
（３）　児童指導員又は保育士　１以上
（４）　機能訓練担当職員　１以上
（５）　児童発達支援管理責任者　１以上

５　第１項第１号及び第３項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に１又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

６　第１項第１号の児童指導員又は保育士のうち、１人以上は、常勤でなければならない。

７　第３項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第１項第１号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

８　第１項第２号の児童発達支援管理責任者のうち、１人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

○　児童発達支援（児童発達支援センター以外）
○　放課後等デイサービス

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	・　１人以上は常勤 ・　半数以上が児童指導員又は保育士 ・　合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ①　障害児の数が１０人まで　２以上 ②　１０人を超えるもの　２に、障害児の数が１０を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 ※　サービス提供時間帯を通じて配置
		児童発達支援管理責任者	１人以上（１人以上は専任かつ常勤）
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合
	管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する者（支障がない場合は他の職務との兼務可）	
設備基準	・　指導訓練室のほか、提供に必要な設備及び備品等 ・　機能訓練室は訓練に必要な機械器具等 ・　専ら事業の用に供すること		

・　定員１０人以上、主たる対象が重症心身障害児の場合
（１）　嘱託医　１以上
（２）　看護職員　１以上
（３）　児童指導員又は保育士　１以上
（４）　機能訓練担当職員　１以上
（５）　児童発達支援管理責任者　１以上

○　居宅訪問型児童発達支援

人員基準	従業者	訪問支援員	・　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 ・　障害児について介護、訓練等を行う業務その他の業務に３年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等
		児童発達支援理責任者	１人以上（１人以上は専任かつ常勤）
	管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する者（ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、支障がない場合は、他の職務との兼務可）	
設備基準	・　必要な広さを有する専用の区画のほか提供に必要な設備及び備品等 ・　専ら事業の用に供すること		

○　保育所等訪問支援

人員基準	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
		児童発達支援責任者	１人以上（１人以上は専任かつ常勤）
	管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する者（ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、支障がない場合は、他の職務との兼務可）	
設備基準	・　必要な広さを有する専用の区画のほか提供に必要な設備及び備品等 ・　専ら事業の用に供すること		

≪主な指摘事項≫

●　サービス提供時間帯を通じて、児童指導員又は保育士を２名以上配置できていない。（利用定員１０名の事業所）
●　従業者が休暇をとったり、送迎等に外出したりして、事業所内の人員が不足している。
●　一人で複数の職を兼務するなど、兼務の状況が過剰となっている。
●　人員基準を満たしているか否かの確認について、毎月の勤務実績管理ができておらず、曖昧な状況であった。
●　利用定員１０名の事業所が、定員を超過して１１人目の障害児を受け入れていたが、児童指導員又は保育士を３名以上配置できていない。
●　児発管が児童に対して直接支援の提供を行っていた。

※　従業者の員数について

従業者の員数については、各基準の定めによること。
日中一時支援等の他の事業や送迎、従業者の休暇等により人員が不足しないよう注意すること。
複数の事業所を兼務する職員については、それぞれの事業所で勤務した時間が分かるよう適切な記録・管理を行い、人員基準を満たしているか毎月確認すること。

市条例

（設備）

第１６条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

３　第１項の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（３）　運営に関する基準について

市規則（倉敷市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員及び運営に関する基準を定める規則）

（内容及び手続の説明並びに同意）

第４条　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第２７条の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について書面により当該利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第７７条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

≪主な指摘事項≫

- 重要事項説明書に、必要な事項が記載されていない。
  - 事故発生時の対応
  - 苦情相談の窓口
  - 苦情解決の体制及び手順
  - 第三者評価の実施状況
- 重要事項説明書と、運営規程が相違している。
  - 営業日時
  - 通常の事業の実施地域
  - 職員の員数
- 利用契約書に、サービス提供開始年月日などが記載されていない。

※　重要事項説明書について

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した重要事項説明書の内容は、事業の運営についての重要事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければなりません。

なお、運営規程の内容を変更した場合は、変更届の提出が必要です。

市規則

（児童発達支援計画の作成等）

第１７条　指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

３　児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児との面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

４　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について当該児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

５　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を開催し、前項の児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

６　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明を行い、書面によりその同意を得なければならない。

７　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

８　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に

応じて当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

９　児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

（１）　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
（２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

１０　第２項から第７項までの規定は、第８項の児童発達支援計画の変更について準用する。

≪主な指摘事項≫

- 個別支援計画が作成されていない、または内容が不十分。
- アセスメントが実施されていない、または記録が不十分。
- 作成者が、児童発達支援管理責任者以外の者になっている。
- 個別支援計画の原案が作成されていない、または保存していない。
- 個別支援計画の原案に対する担当者会議が開催されていない、または記録が不十分。
- 個別支援計画に記載されていない。
  - 通所給付決定保護者及び障害児の生活に関する意向等
  - 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期
  - 生活全般の質を向上させるための課題
  - 指定児童発達支援の具体的内容
  - 支援を提供する上での留意事項
- 個別支援計画に、送迎を実施しているが位置付けられていない。
- 個別支援計画を交付していない。
- 作成後、６か月ごとの計画の見直しが行われていない。
- モニタリングが実施されていない、または記録（面接の実施者、実施日、など）が不十分。

市規則

（定員の遵守）

第２９条　指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

≪主な指摘事項≫

- １日の利用定員を超えて受け入れている。
- 災害等のやむを得ない事情がないにも関わらず、一日の延べ利用者数が定員を超

えている日が散見される。

※　定員について

減算にかからなければ、受け入れ可能となるものではないこと。
障害児通所給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものである。
利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り可能とされていることに留意すること。

市条例

（非常災害対策）

第６条　指定障害児通所支援事業者等（共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者を含み、指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。以下この条において同じ。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

２　指定障害児通所支援事業者等は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。

３　指定障害児通所支援事業者等は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

４　指定障害児通所支援事業者等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

５　指定障害児通所支援事業者等は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、関係自治体、地域住民、障害児又は障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

６　指定障害児通所支援事業者等は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

≪主な指摘事項≫

● 非常災害対策計画が策定されていない、または内容が不十分。
- 消防計画のみで、風水害・地震その他の災害に対する計画が作成されていない。
- 避難経路図（一次避難場所及び地域避難場所を含む。）が盛り込まれておらず、規模及び被害の程度に応じた具体的な内容となっていない。
- 事業所が浸水想定区域内に所在しているにもかかわらず、現行の避難計画が洪水を想定したものとなっていない。
- 関係機関への通報及び連絡体制の整備に関し不備がみられた。

● 非常災害に備えた避難、救出その他必要な訓練が実施されていない。

※　非常災害対策計画について

「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。
この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

※　消火設備について

「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和２３年法律第１８６号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないとされています。
詳細については、最寄りの消防署にご確認ください。

※　非常災害対策について

利用者の安全を確保するため、火災や地震、風水害のほか、地域の特性等を考慮した自然災害に係る対策を含む「非常災害対策計画」の策定が必要です。
指定基準上、「事業者は非常災害に備えるため、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。」とされています。
消防法及び事業所の消防計画に基づき、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施するとともに、消防機関への速やかな通報体制を職員に周知徹底するなど、非常災害対策に万全を期してください。
浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在している事業所は、水防法等の規定により避難確保計画の策定及び指定権者のチェックを経て市町村への提出が必要です。
消火器・火災報知器・その他必要な設備を設置するとともに、消防法令により必要な事業所は、消防設備の点検を実施すること。
ハザードマップ等を活用し、事業所、避難先、及び避難先までの経路上に火災・風水害（浸水・土砂災害等）や地震・津波等の危険がないか確認し、それらに対応した事業所ごとの非常災害対応マニュアル等を作成すること。
水防法・土砂災害防止法に規定する浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する事業所は、避難確保計画書を作成し、防災危機管理室（障がい福祉課事業所指導室経由）への届出が必要。

避難確保計画書は、従業者に周知し、利用者またはその家族に概要を告知（利用者の共有スペースに掲示等）すること。
また、避難確保計画で定めた研修及び訓練については、時期を逸することなく実施すること。
非常災害対応は、関係機関との連携体制の確保と地域との連携が不可欠であることを踏まえ、自治会及び地域組織等との交流を深め、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。
避難・消火訓練の実施後は、総括（課題・反省点等の洗い出し）を行い、記録に残すこと。
また、課題・反省点は、解決方法を検討し、非常災害対応マニュアルの見直し・改訂及び次回の避難・消火訓練に反映させること。

市規則

（業務継続計画の策定等）

第２８条の２　指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

≪主な指摘事項≫

● 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。

※　令和６年度から義務化について

非常災害等が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、 業務継続に向けた計画（ＢＣＰ）等の策定、研修及び訓練（机上シュミレーション等）の 実施が必要です。
詳細は、業務継続ガイドライン（厚生労働省ホームページ等）を参照してください。

※　業務継続計画に定めるべき内容について

①　感染症に係る業務継続計画

・　平常時の備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
・　初動対応
・　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

② 災害に係る業務継続計画
・　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
・　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
・　他の施設及び地域との連携業務継続計画に係る研修については、職員の新規採用時にも実施するよう努めること。
　感染症の業務継続計画に係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施しても構いません。
　また、他のサービス事業者との連携等による実施も可能です。

市規則

（安全計画の策定等）

第２９条の２　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外における活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所における生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

※　令和６年度から義務化について

　安全計画の策定について、１年間の経過措置が終了し、令和６年４月１日から義務化されます。
　事業所における安全の確保に関する取組については、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン及び令和５年７月４日付けこども家庭庁事

務連絡「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」をご確認ください。

市規則

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第２９条の３　指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所内外における活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行する場合は、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらにより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止するための装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

※　令和６年度から義務化について

ブザー等の設置について、１年間の経過措置が終了し、令和６年４月１日から義務化されます。
設置対象にもかかわらず未だ設置できていない場合は、早急に設置してください。

市規則

（運営規程）

第２７条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（第３２条第１項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（１）　事業の目的及び運営の方針
（２）　従業者の職種、員数及び職務の内容
（３）　営業日及び営業時間
（４）　利用定員
（５）　指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
（６）　通常の事業の実施地域
（７）　サービスの利用に当たっての留意事項
（８）　緊急時等における対応方法

（９）　非常災害対策
（１０）　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は当該障害の種類
（１１）　虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
（１２）　その他運営に関する重要事項

≪主な指摘事項≫

- 運営規程の根拠法令等のうち、「岡山県条例」が「倉敷市条例」になっていない。
- 運営規程と、実態が相違している。
  - 利用者から支払いを受ける費用
  - 祝日の営業
  - 夏季休暇等の期間
  - 送迎
- 運営規程と、重要事項説明書（重要事項の掲示）が相違している。
- 「虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項」についての記載がない、または不十分。
  - 「虐待防止委員会の設置」規定がない。
  - 努力規定のままになっている。

※　運営規程の項目については、各基準の運営規程の項目によること。

※　根拠法令等について

根拠法令等が、令和元年倉敷市条例第３０号「倉敷市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」になっていない場合は、随時修正を行ってください。

市規則

（勤務体制の確保等）

第２８条　指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

４　指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

≪主な指摘事項≫

● 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針が定められていない。
● 事業所ごとに作成すべき勤務予定表（原則として月ごと）が作成されていない。
● すべての従業者（管理者、医師、看護職員等を含む）が記載された勤務予定表となっていない。
● 人員の基準が満たされているか、確認を行っていない。
● 勤務予定表に、明記されていない。
  ・ 従業者の日々の勤務時間
  ・ 常勤・非常勤の別
  ・ 職種
  ・ 兼務関係
● 管理者及び従業者等（特に非常勤職員等の短時間雇用従業者）の勤務条件が、雇用契約書等により明確になっていない。
● 研修計画がなく、計画的な研修が実施されていない。
● 関連法人の従業者が、直接処遇職員としてサービス提供していた。

≪留意事項≫

● 研修が、非常勤の従業員に実施されていない。
● 研修（内部、外部を含む）の実施記録等が保存されていない。

※　勤務予定表について

指定児童発達支援等において、指導員ごとのシフト表だけを作成している事業所がありますが、これでは管理者が把握する項目として足りません。

勤務体制の確保のため、勤務予定表は、月ごとに事業所（施設）ごとに作成する必要があります。

作成に当たっては、管理者を含めた当該事業に関わる従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種等との兼務関係を明確にしたものとしてください。

複数の障害児通所支援等の事業を多機能型として行っている場合は、それぞれの事業の勤務体制を含めた勤務予定表として作成しても差し支えありません。

従業者が複数の職種を兼務している場合（管理者が児童発達支援管理責任者を兼務している場合を除く）、職種ごとの勤務時間を明記する必要があります。

管理者は、常に事業所（施設）の人員基準が満たされているかどうか、勤務予定

表等により管理してください。
　また、通所給付費等の算定において人員欠如減算の対象となる事業については、従業者の勤務実績時間数を把握し、人員基準を満たしているかを毎月確認してください。

※　雇用契約書、労働条件通知書について

　常勤・非常勤を問わず、従業者に労働条件（雇用期間、就業場所、従事する業務、勤務時間等）を書面で示すことが必要です。
　（雇用契約書、労働条件通知書等を作成し、交付する）
　より良いサービスの提供は、より良い労働条件の下でのみ確保されるとの考えから、労働基準法等労働関係法令を遵守することが大切です。
　また、法人代表、役員が管理者、児童発達支援管理責任者等の常勤従業者となる場合も、就業場所、従事する業務、勤務時間等を明らかにしてください。

※　研修について

　運営規程に定めた研修回数により年間計画等を策定し、従業者の資質の向上のため実施し、実施後は参加者名簿、研修内容、資料等も含め、記録を残してください。
　事業所として、取り組むべき研修の内容としては、従業者の技術向上のほかに、職員のモラル、感染症、事故やひやり・はっと、虐待防止、苦情対応などが考えられます。
　研修に参加できなかった従業者や新規従業者のためなどに記録を残し、個別に対応するなどして従業者の資質の向上に努めてください。

※　参考（条例・規則の研修部分を抜粋）

市条例

第３条	障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等必要な措置を講じなければならない。
第７条	身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
第８条	虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

市規則

第２８条の２	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的に実施しなければならない。
第３０条	従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

※　ハラスメントについて

- 市規則第２８条（勤務体制の確保等）第４項は、令和３年度から。
  令和４年４月１日から、中小企業の事業主にも義務化されました。
- 解釈通知
  事業者が講ずべき措置の具体的内容及び事業者が講じることが望ましい取組

については次のとおりとする。
　なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受ける者も含まれることに留意すること。

ア　講ずべき措置の具体的内容
　ａ　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
　ｂ　相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

イ　講じることが望ましい取組について
　事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（Ｒ２厚労省告　示第５号。以下「パワーハラスメント指針」）における、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のための、望ましい取組の例を参考にされたい。
　①　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
　②　被害者への配慮のための取組
　③　被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等）

市規則

（衛生管理等）

第３０条　指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

２　当該指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

≪主な指摘事項≫

● 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること

・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること

・ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること

※ 感染症等対応について

従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、次の事項を行うなど対策を講じることが必要です。

① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと
② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。
④ 共用タオルの廃止、手洗い・うがいの励行など
⑤ 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備える。
⑥ 感染症マニュアルを整備し、従業者に周知する。
⑦ 感染予防に関する研修を行う。（インフルエンザ、ノロウィルス、食中毒など）

市規則（再掲）

（業務継続計画の策定等）

第２８条の２ 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２ 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３ 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※ 令和６年度から義務化

市条例

（身体拘束等の禁止）

第７条　指定障害児通所支援事業者等（共生型障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援事業者を含む。以下この条から第１０条までにおいて同じ。）は、指定通所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

２　指定障害児通所支援事業者等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

３　指定障害児通所支援事業者等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

≪主な指摘事項≫

● 身体的拘束等を行う際には、その必要性について組織的に検討・決定し、その記録を残すと共に、拘束の態様・時間・緊急やむを得ない理由等を個別支援計画に定め、利用者等の同意を得ること。
　また、身体的拘束等を行った際にはその態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録すること。
● 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。
　・　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
　・　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
　・　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
● 身体的拘束等について、委員会で切迫性・非代替性・一時性について検討されていない。
● カンファレンス（会議）の記録が残されていなかった。
　また、個別支援計画への位置づけもなされていなかった。

※　身体的拘束等について

障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。
緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。

※　措置の義務化について

身体拘束等は原則として行ってはならず、緊急やむを得ない場合に必要な手続きを行った上で例外的に行うことが容認されます。
身体拘束等の取扱いを適正に行うために、事業者が行わなければならない措置が、令和４年４月１日から義務化されています。

・　委員会の定期的開催
・　従業者への結果の周知
・　指針の整備
・　研修の定期的実施

※　記録について

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行った場合は、その記録を整備してください。
緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満 たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない。

※　令和６年度から減算額の見直しについて

身体的拘束等の実施にあたり、次の要件を満たしていない場合は、基本報酬が減算となるので、注意すること。

①　身体的拘束等を行う以外に代替手段が無い（切迫性・非代替性・一時性の３要件全てに該当）か、随時検討を行い、その記録を残すこと
②　やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様・時間・その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しておくこと
③　身体的拘束等の適正化の指針・マニュアル（注１）を策定・整備し、研修等により従業者に周知すること
　採用時にも研修を実施する必要があること
④　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化検討委員会）（注２）を定期的に開催し、委員会の検討結果も従業者に周知すること

（注１）
身体拘束等の適正化のための指針に盛り込む項目

・　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
・　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

・　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
・　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
・　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
・　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
・　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

（注２）
身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応
（適切に記録の上、５年間保存）
・　身体拘束等について報告するための様式を整備
・　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、上記の様式 に従い、身体拘束等について報告
・　身体拘束適正化検討委員会において、上記の報告された事例を集計・分析
・　報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要
・　事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と解除へ向けた方策を検討
・　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底
・　解除へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証

市条例

（虐待等の禁止）

第８条　指定障害児通所支援事業所（指定障害児通所支援事業者等が当該事業を行う事業所をいい、共生型障害児通所支援事業者が当該事業を行う事業所及び基準該当通所支援事業者が当該事業を行う事業所を含む。以下この条及び次条において同じ。）の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

２　指定障害児通所支援事業者等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定障害児通所支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定障害児通所支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（３）　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

３　指定障害児通所支援事業者等は、第一項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、岡山県及び県内市町村が行う調査に協力しなければならない。

≪主な指摘事項≫

● 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じること。
・　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果に ついて、従業員に周知徹底を図ること
・　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
・　適切に実施するための担当者を置くこと

※　虐待防止措置未実施減算（新設）について

虐待は、利用者の尊厳を害するものであり、あってはなりません。
令和４年４月１日から、虐待の発生又は再発を防止するために、事業者が講じなければならない措置が義務化されて います。
この措置が未対応の事業者は、最優先で措置を講じるよう改善してください。

・　虐待防止委員会の定期的な開催
・　従業者に対し、虐待防止のための研修の定期的な実施
・　虐待防止担当者の配置

※　委員会の役割について

委員会の役割は、虐待の未然の防止、虐待事案の発生時の検証や、再発防止策の検討などです。
適切に記録の上、５年間保存してください。

※　虐待の防止等のための担当者は、児童発達支援管理責任者です。

留意事項

市規則

（契約支給量の報告等）

第５条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第３項及び第４項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

２　契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

３　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

４　前３項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

≪留意事項≫

- 市町村に対して、受給者証記載事項等を報告していない。
- 通所受給者証等に、契約内容が記載されていない。

※　契約内容報告書について

指定児童発達支援等の利用に係る契約や契約内容（日数）を変更（契約の終了を含む。）したときは、通所受給者証へ記載の上、「契約内容報告書」により受給者証記載事項を市町村に遅滞なく報告してください。

市規則

（サービスの提供の記録）

第１２条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、その都度、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

３　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から第１項の規定による記録の開示を求められた場合は、当該給付決定保護者に係る障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。

≪留意事項≫

● サービス提供記録とサービス提供実績記録票で、サービス提供時間の記録に差異がある。
● サービス提供記録に記載した内容について、給付決定保護者から確認を受けていない。

※　サービス提供記録について

給付決定保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等、利用者負担額等に係る必要な事項を、サービス提供の都度、記録するとともに、記録した内容について給付決定保護者の確認を得なければなりません。

また、サービス提供記録には、今後のサービス提供に活かすことができるよう障害児の心身の状況等を詳細に記録することが必要です。

市規則

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第１６条　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、第１４条第２項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

≪留意事項≫

● 給付決定保護者に対して、障害児通所給付費等の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていない。

※　代理受領について

市町村等から通所給付費等の支払を受けたときは、本来の受領者である通所給付

決定保護者に対して、代理受領した金額等を書面により通知しなければなりません。
毎月、給付決定保護者１人１人に必ず交付することが必要です。

市条例

（秘密保持等）

第９条　指定障害児通所支援事業所の管理者及び従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定障害児通所支援事業者等は、管理者又は従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定障害児通所支援事業者等は、指定障害児入所施設等（法第２４条の２第１項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第２９条第２項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

≪留意事項≫

- 利用者の個人ファイル等の保管が適切でない。
- 従業者の秘密保持義務について、就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記されていない。
- 従業者から誓約書等が徴されていない。
- 従業者の退職後における秘密の保持が、就業規則等に明記されていない。
- 個人情報の使用について、障害児及び家族等から文書による同意を得ていない。
- 障害児の家族等から個人情報の使用同意を得る様式になっていない。
- 家族の同意欄が、家族代表となっており、複数名の家族から同意を得る様式になっていない。

※　個人情報保護について

利用者の個人ファイル等は、個人情報保護の観点から、鍵のかかる倉庫、ロッカー等へ保管すること。

※　秘密保持義務について

従業者の秘密保持義務について、在職中と併せて当該従業者の退職後における秘密保持義務を就業規則、雇用契約書、誓約書等に明記してください。
また、漏らしてはならない内容が、「障害児及び家族の情報」であることをはっきり明記してください。

※　個人情報共有の同意について

事業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報（家族に関するものもあり得ます。）を他の指定障害福祉サービス事業者等と共有するためには、あらかじめ文書により利用申込者及びその家族から（包括的な）同意を得ておくことが必要です。

同意を得る家族については、家族代表としての同意ではなく、個人情報を使用すると思われる家族の同意を得る様式としてください。

（家族の同意欄は複数設けること。）

市規則

（事故発生時の対応）

第３６条　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市その他の関係自治体、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

≪留意事項≫

● 保護者や関係機関への連絡が、速やかに行われていない。

※　事故報告・記録について

事故が発生した場合は、必要な措置（医療機関への搬送等）を行うとともに、事故の状況や措置した内容を、速やかに障害児の家族に報告してください。

また、病院受診等の場合は、市町村（障害児の給付決定市町村）への報告が必要です。

事故等の記録は、軽微なものであっても、台帳や報告書に記載してください。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該事故の発生日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど、事業所全体で再発防止のための取組を行うことが必要です。

市規則

（会計の区分）

第３７条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

≪留意事項≫

● 他のサービスと会計が区分されていない。

市規則

（掲示）

第３２条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

≪留意事項≫

● 重要事項の掲示がされていない。
● 運営規程及び重要事項説明書を事業所内に掲示していたが、現行の内容と一致していない。

市規則

（情報の提供等）

第３３条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

≪留意事項≫

● ホームページやパンフレットに記載されているサービス提供時間が、運営規程や

重要事項説明書と異なっている。

市規則

（記録等の整備）

第３８条　指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる計画及び記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から５年間保存しなければならない。

（１）　児童発達支援計画
（２）　条例第７条第２項に規定する身体拘束等の記録
（３）　条例第１０条第２項に規定する苦情の内容等の記録
（４）　第１２条第１項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録
（５）　第２５条に規定する市町村への通知に係る記録
（６）　第３６条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

≪留意事項≫

● 指定事業所で必要な記録が整備されていない。
● サービス提供に関する諸記録が５年間保存されていない。

※　保存する記録については、各基準の定めによること。

市規則

（心身の状況等の把握）

第１０条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

≪留意事項≫

● サービス利用開始時の状況から、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等に変化又は変更があったが、これを適切に把握できていない。

※　状況等の把握について

事業者は、障害児の心身の状況や、その置かれている環境等（家族の状況、通院や通学先等）に変化や変更があれば、その状況等を適切に把握する必要があります。

市規則

（通所利用者負担額の受領）

第１４条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

３　指定児童発達支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

（１）　食事の提供に要する費用（指定児童発達支援事業所が児童発達支援センターである場合に限る。）
（２）　日用品費
（３）　前２号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成２４年厚生労働省告示第２３１号。以下「食事の提供に要する費用等に係る利用料等指針」という。）によるものとする。

５　指定児童発達支援事業者は、第１項から第３項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

６　指定児童発達支援事業者は、第３項の費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

≪留意事項≫

●　保護者から適当でない費用の受領がある。

※　厚労省通知について

障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成２４年３月３０日付け障発０３３０第３１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

市規則

（受給資格の確認）

第８条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定がなされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

≪留意事項≫

● 障害児の受給者証の写しを取るなどの方法による確認をしていない。
● 障害児の受給者証の写しについて、給付決定期間の有効期限が切れたままで更新されていない。

市条例

（苦情への対応等）

第１０条　指定障害児通所支援事業者等は、その提供した指定通所支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

２　指定障害児通所支援事業者等は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定障害児通所支援事業者等は、その提供した指定通所支援に関し、法第２１条の５の２２第１項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児通所支援事業者等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を尊重し、必要な改善に努めなければならない。

４　指定障害児通所支援事業者等は、市町村長からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村長に報告するよう努めなければならない。

５　指定障害児通所支援事業者等は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条の運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

≪留意事項≫

- 苦情解決に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。
- 苦情解決の内容が記録様式に記録されていない。
- 苦情の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組」が行われていない。

※　苦情対応について

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど再発防止のための取組を行うこととしてください。

また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要があることから、研修を行い、併せて次の事項を行うなど積極的な取組を行ってください。

- 苦情解決の要領、マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- 苦情受付の確立、体制の整備
- 再発防止処置（原因の解明、分析）
- 第三者委員の設置
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催

（４）　報酬にかかる主な指摘事項について

【新型コロナウイルス感染症への対応等に伴う臨時的な取扱いについて】

※　令和３年９月２２日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡
「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るＱ＆Ａについて」
Ｑ＆Ａ　８
新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問等の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象とすることが可能です。
（具体的なサービス内容の例）
- 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- 児童の健康管理
- 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

≪主な指摘事項≫

● 新型コロナウイルス感染症に感染した障害児に対し、その療養期間中に在宅支援をしている事例が見受けられた。
● 利用している児童が、新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席をする場合に、児童の健康管理や相談援助などの支援を行った上で、基本報酬を算定していたが、欠席時対応加算との区別が判然としなかった。
（単なる欠席連絡に留まり、次回の通所に向けた児童の状況確認や相談援助を行った場合は、欠席時対応加算による対応となる。）

※　５類移行後（令和５年５月８日以降）の取扱い

「居宅への訪問により、できる限りの支援の提供を行った」場合に限定されます。
電話・メール・ＬＩＮＥ等の訪問を伴わない支援のみは認められません。
通常のサービスの提供が困難になった場合の想定とは
① 近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合・施設・事業所において感染者が多数発生する等やむを得ず休業する場合
② 施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合

【減算措置について】

定員超過利用

※　定員数を超えて一定以上の児童を受け入れた場合に減算する。

以下のいずれかに該当する場合

① １日当たり利用障害児が、定員５０人以下の場合は当該定員の１５０％を、（定員が５１人以上の場合は当該定員から５０を差し引いた員数の１２５％に２５を加えた数を）それぞれ超過している場合

② 過去３か月間の平均利用障害児数が、定員の１２５％を超過している場合（ただし、定員１１人以下の場合は当該定員に３を加えた数を超過している場合）

【例】
放課後等デイサービス定員１０名
- １日当たりの利用障害児数が、１０名×１５０％を超える場合（１６名以上の場合） → ①に該当
- 過去３か月間の平均利用障害児数が、１０名＋３名を超える場合減算 → ②に該当

区分	利用者数	開所日数
６月	延べ２８０名	２０日
７月	延べ２５０名	１９日
８月	延べ２５０名	２０日
９月	延べ２００名	２０日
１０月１日	１６名	

○ ６月～８月における平均利用障害児数
＝（２８０名＋２５０名＋２５０名）／（２０日＋１９日＋２０日）
＝ １３．２名
→ 減算②に該当
⇒ ９月分実績に対し基本単位数の７０％を算定

○ ７月～９月における平均利用障害児数
＝（２５０名＋２５０名＋２００名）／（１９日＋２０日＋２０日）
＝ １１．８名
→ 減算②に該当しない。

○ １０月１日の利用障害児数１６名
→ 減算①に該当
⇒ １０月１日実績に対し基本単位数の７０％を算定

≪主な指摘事項≫

● ３ヵ月ごとの定員の平均利用者数が算出されていなかった。

≪対応が求められる内容≫

● 減算の有無に関わらず、定員は遵守してください。
● 毎月、定員超過の確認と３か月ごとの平均利用者数の記録を残すこと。

サービス提供職員欠如減算

※ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合に減算する。

① 児童指導員及び保育士の欠如
※ 令和５年４月１日以降は障害福祉サービス経験者の配置は不可（経過措置の終了）
ア 減算が算定される月から３月未満の月
【所定単位数の７０％を算定】
イ 減算が算定される月から連続して３月以上の月
【所定単位数の５０％を算定】
・ 人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合にはその翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで
・ 人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合はその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで

② 児童発達支援管理責任者の欠如
ア 減算が算定される月から５月未満の月
【所定単位数の７０％を算定】
イ 減算が算定される月から連続して５月以上の月
【所定単位数の５０％を算定】
・ 人員欠如の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで

≪注意事項≫

● 児童発達支援においては、児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。
● 放課後等デイサービスにおいては、主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。
● 居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援については②のみ適用。

【①の例】
直接支援職員の場合
児童指導員・保育士（「指導員」や「その他の従業者」は除く）のうち次のいずれかを満たさない場合に減算する。
サービス提供時間を通じて
・ 常勤職員１人以上
・ 常勤・非常勤職員含めて２人以上であること。
・ 最低配置人員の半数以上は「児童指導員または保育士」

【②の例】
児童発達支援管理責任者が欠如し減算を受ける場合
・　８月３１日　　児童発達支援管理責任者が退職
・　９月１日～１０月３１日　　不在
・　１１月１日　　新たな児童発達支援管理責任者を配置
↓
※　１０月末日までに配置していないので、１１月分に対し基本単位数の７０％を算定
※　減算４か月目の末日（この場合において２月末日）までに欠如が解消されないときは３月分から５０％減算

≪主な指摘事項≫

● 職員の勤務予定及び勤務実績が毎月、記録されていなかった。
● 常勤の職員が配置されていなかった。
● 常勤の職員が年休を取得した時に代わりの職員が配置されていなかった。
● 障害児の数が１０を超えているにもかかわらず、３人以上の基準職員の配置がなかった。

≪対応が求められる内容≫

● サービス提供職員が不在となる場合にはできるだけ速やかに、遅くとも変更日から１０日以内に体制届を提出してください。
● 当該事態が継続する場合や悪質な場合は、指定の取消処分の対象となることがあります。

個別支援計画未作成減算

※　児童発達支援計画（医療型児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画、居宅訪問型児童発達支援計画、保育所等訪問支援計画）の作成が適切に行われていない場合に減算する。

① 減算が算定される月から３月未満の月
【所定単位数の７０％を算定】
② 減算が算定される月から連続して３月以上の月
【所定単位数の５０％を算定】
・ 当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間

≪主な指摘事項≫

● 通所支援計画の作成に当たって、障害児及びその保護者の希望する生活及び障害児に係る課題等の把握、その計画作成に係る担当者会議等に関する記録が整備されていなかった。
● 児童発達支援管理責任者が通所支援計画を作成していることが確認できなかった。

● 児童発達支援管理責任者による通所支援計画についての説明に対して文書による同意を得ていなかった。
● 通所支援計画の実施状況の把握（モニタリング）がされていなかった（把握結果の記録が無かった）。
● 通所支援計画が６か月を超えて見直されていない状況が続いていた。

≪対応が求められる内容≫

● 通所支援計画は、指定基準上の手続きを踏まえて作成してください。
● 通所支援計画の作成に当たっては、作成者の欄等を整備し、児童発達支援管理責任者が作成したことが確認できるようにしてください。
　また、作成された通所支援計画はその都度、保護者に交付し同意を得てください。
● 児童発達管理責任者は計画の作成を行った後においては事業所内における当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行ってください。
　モニタリングにあたっては、障害児及び保護者と定期的に面接や連絡を行い、その把握した結果を記録に残してください。
● 少なくとも半年ごとに通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行ってください。
　見直しの結果、変更がなされなかった場合でも、見直しの内容及び経緯について記録の整備をしてください。
　基本的には、作成年月日や目標の支援期間が入力されるため計画の再作成が必要です。

※　手順・留意事項

手順	留意事項
１　障害児及び保護者に関する状況及び課題等の把握（アセスメント）	児童発達支援管理責任者は、適切な方法により障害児の有する能力、環境及び日常生活全般の状況等を踏まえて、障害児及びその通所給付決定保護者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い適切な支援内容を検討する。 アセスメントにあたっては障害児及びその通所給付決定保護者に面接して行い、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ること。
２　通所支援計画の原案の作成	児童発達支援管理責任者は、障害児及びその通所給付決定保護者の希望する生活並びに課題等の内容に基づき、次の事項が記載された通所支援計画の原案を作成する。 ①　通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向 ②　障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期 ③　障害児の生活全般の質を向上させるための課題 ④　提供する児童発達支援の具体的内容 ⑤　児童発達支援を提供する上での留意事項 ⑥　その他必要な事項　等

２　通所支援計画の原案の作成	なお、障害児の家族に対する援助及び児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携についても含めるよう努めること。
３　会議の開催	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、担当者を招集して会議を開催し、通所支援計画の原案について意見を求めること。 　会議の概要や担当者からの意見を記録すること。
４　通所支援計画の原案の障害児･保護者への交付→説明→同意	児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の原案の内容について障害児及びその通所給付決定保護者に対して説明し、文書により同意を得ること。
５　実施状況等の把握（モニタリング）と個別支援計画の見直し	児童発達支援管理責任者は、利用者についての継続的な状況及び課題等を把握するとともに、通所支援計画の実施状況の把握を行う。 　前述に当たっては、保護者との継続的な連絡及び定期的な利用者との面接をし、十分な説明により理解を得た上で、結果を記録すること。

自己評価結果等未公表減算

※　報酬改定あり（別紙）
　自己評価結果等（質の評価及び改善の内容）の公表等が適切に行われていない場合　【所定単位数の８５％を算定する】

≪注意事項≫

● 自己評価結果等を行うに当たっては、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」の別添に自己評価の流れ、評価表のひな形等が示されているので、確認すること。

≪主な指摘事項≫

● 公表方法として記載している公表方法が確認できなかった。

≪対応が求められる内容≫

● 事業所の評価において、事業所に従事する職員一人一人から評価をもらうこと。管理者等が一括して評価している事例が見られた。

開所時間減算

※　報酬改定あり
　運営規程に定められている営業時間が６時間未満の場合
　・　開所時間４時間未満　【所定単位数の７０％を算定】
　・　開所時間６時間未満　【所定単位数の８５％を算定】

≪注意事項≫

● 放課後等デイサービス事業所については学校の休業日における営業時間をいう。
　（放課後等デイサービスのみの事業所で授業終了後に行う場合については、開所時間減算は適用されない）
● 営業時間には送迎のみを実施する時間は含まれない。

身体拘束廃止未実施減算

※　報酬改定あり（別紙）
　下記のいずれかに該当する場合に減算する。

　①　やむを得ず身体拘束等を行う場合の、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項について、記録が行われていない場合

　②　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を１年に１回以上開催していない場合

　③　身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合

　④　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を１年に１回以上実施していない場合

※　②から④については、令和５年４月から適用。

≪主な指摘事項≫

● 身体拘束の事例が見られるも、やむを得ない理由等の記録がなかった。
● 身体拘束適正化委員会の実施、身体拘束等の適正化のための研修を１年に１回以上実施できていなかった。

※　身体拘束廃止未実施減算の適用期間

　・　減算の適用開始月：　事実が生じた月の翌月
　　実地指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となります。

・　減算の適用終了月：　改善が認められた月

運営基準を満たしていない事実が生じた場合、障がい福祉課事業所指導室あてに改善計画を提出いただき、その計画に基づいた改善状況を事実が生じた月から３月後に報告いただきます。

当該報告により改善が認められた月が減算終了月となります。

【例】

令和５年

１０月１０日　実地指導において、身体拘束等の適正化のための指針が整備されていないことを確認した。
（事実が生じた月　１０月）

１０月２５日　事業者が改善計画書を事業所指導室へ提出

１１月　１日　減算適用開始（事実が生じた月の翌月　１１月）

１１月１０日　事業者が身体拘束等の適正化のための指針を策定し、事業所指導室へ提出

令和６年

１月２５日　事業者が改善報告書を事業所指導室へ提出
（事実が生じた月の３月後　１月）

１月３１日　改善していることが認められた場合、減算適用終了（事実が生じた月の３月後　１月）

４月２５日　１月の改善報告書で改善していることが認められなかった場合、再度、事業者が改善報告書を事業所指導室へ提出（改善ができた段階で）

４月３０日　改善していることが認められた場合、減算適用終了

【勤務体制の確保について】

≪主な指摘事項≫

● 従業者の勤務体制（勤務時間･職種）が不明確であった。
● 月毎の勤務表が勤務実態と異なっていた。
● 毎月の勤務表が作成されていなかった。
● 勤務形態一覧表において、常勤、非常勤、専従、兼務の態様が不明確であり、兼務の職種がある場合に勤務時間が明確に記載されていなかった。

≪対応が求められる内容≫

● 勤務体制確保のため、勤務（予定）表は、管理者を含めた当該一事業所に関わる従業者の日々の勤務時間、常勤･非常勤の別、職種、他のサービス一職種との兼務関係について明確にすること。
● 多機能型事業所で人員を兼務している場合を除き、原則として事業ごとに毎月の勤務表を作成すること。

ＰＣ等を用いて電子データで作成してもよいが、実地指導等で提示を求められたときはその場で提示することができるようにすること。

原則、倉敷市ＨＰにある様式にて毎月、予定と実績を作成し保管すること。

【常勤・専従・非常勤・兼務の考え方（勤務形態一覧表の記載時に注意）】

○　常勤

各事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする）に達していることをいう。

ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）等における例外措置がある。

多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合各保育士を兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たす。

勤務形態の例

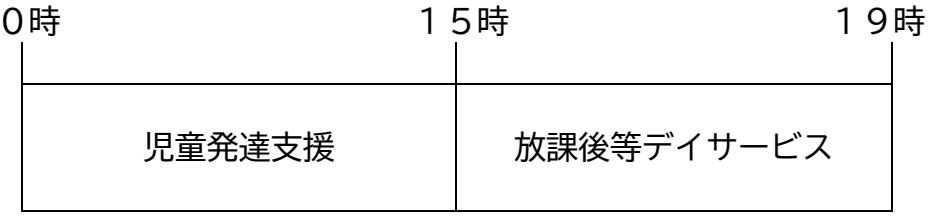

１日当たり８時間、１週間当たり５日勤務
１週間当たり４０時間勤務となり、３２時間以上の条件を満たす。

※　なお、雇用契約上常勤であっても、他の事業所と兼務している場合は、非常勤と取り扱うため注意が必要。つまり下記のＱ＆Ａは適用されない。

Ｑ　　看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

Ａ　　非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。

しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で１月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。

○　専従

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援事業所以外の職務に従事しないことをいう。

この場合のサービス提供時間帯とは児童発達支援及び放課後等デイサービスについてはサービスの単位ごとの提供時間をいうものであり、常勤・非常勤の別を問わない。

○　兼務

１つの事業所において、２職種以上の職種を兼務する場合をいう。
例：　午前Ａ事業所の児童発達支援。
　　午後Ｂ事業所の児童発達支援の保育士を兼務している場合は、１週間通常の常勤の勤務時間に従事していても「非常勤・専従」となる。

【児童指導員等加配加算】

※　報酬改定あり（別紙）
　児童発達支援・放課後等デイサービス事業所において支援の強化を図るために通常求められる従業者の員数に加えて従業者（※１）を常勤換算方法で１．０人以上配置した場合に加算する。
（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）

（※１）
以下のうちいずれかに該当するもの
・　理学療法士等
　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等
・　児童指導員等
　児童指導員、手話通訳士、手話通訳者、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者
・　その他の従業者

≪主な指摘事項≫

● 非常勤の加配職員の総労働時間が常勤換算上、必要な員数を満たしていなかった。
● 常勤の保育士だが年休等により、常勤換算上１．０以上満たしていない。
● 毎月、加算の算定要件を満たしているか、チェックしていない。
　児童指導員等加配加算、専門的支援加算の常勤換算でそれぞれ１．０以上を満たしていない。
　両加算を算定している場合は、２．０以上を満たしていない。
● 加配職員の異動に伴う届出（軽微変更届）がなされていなかった。

【専門的支援加算】

※　報酬改定あり（別紙）
　報酬算定に必要となる従業者の員数に加えて、理学療法士等、児童指導員を常勤換算で１以上配置している場合に加算する。

・　理学療法士等
　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（児童発達支援の場合は保育士として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る）、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等
・　児童指導員（５年以上児童福祉事業に従事した者に限る）

≪主な指摘事項≫

● 加配職員の異動に伴う届出（軽微変更届）がなされていなかった。

※　「報酬算定に必要となる従業者の員数」には児童発達支援管理責任者が含まれるため、児童発達支援管理責任者不在期間中は、児童指導員等加配加算・専門的支援加算を算定できません。

※　倉敷市においては、岡山県からの権限移譲後、令和２年度以降は県の取扱いと同様に、加配職員が常勤職員であっても、休暇を取得した場合は常勤換算からは除外する取扱いとしておりましたが、令和５年３月３０日の国のＱ＆Ａを踏まえ、令和５年度より、加配職員が常勤職員である場合には、休暇等を取得した場合にも常勤換算として計上できる扱いとします。
（岡山県についても同様に国の通知を踏まえて取り扱いを変更しております。）

令和５年３月３０日の国のＱ＆Ａ

問１　児童指導員等加配加算は、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士・児童指導員等を常勤換算で１以上配置することが要件とされているが、「算定に必要となる従業者」とは、１０：２ 等の割合で配置する必要がある児童指導員又は保育士のみを指すのか。 　或いは、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、全ての職種を指すと考えるのか。 答　　指定基準に定める全ての職種を指したものである。 よって、児童指導員又は保育士が、指定基準で置くこととしている員数＋１名の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている等の場合は、本加算を算することはできない。
問２　児童指導員等加配加算を算定する上で、児童発達支援管理責任者が欠如していないことも要件になるとのことだが、児童発達支援管理責任者が休暇により出勤していない場合、児童指導員等加配加算の算定上、欠如とは考えない（児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数が満たされている）という理解で良いか。

答　　貴見のとおり。
　指定基準では、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事 業所について、サービス提供時間帯を通じてサービス提供にあたることまでは定めていないため、労働基準法等に定める休暇を取得する場合に、代わりの児童発達支援管理責任者を置くことまでは求めていない。

問３　児童指導員等加配加算の対象となる加配職員（理学療法士・ 児童指導員等）を常勤で雇用したとき、当該常勤職員が休暇を 取得する場合、休暇を取得した日は加配職員が不在のため、児 童指導員等加配加算を算定できないと解するのか。

答　　児童指導員等加配加算は児童指導員等を常勤換算で１人以上配置したときに算定できる。
　常勤職員の場合、有給休暇等を取得する ときは欠如としては扱わない（常勤換算として計上できる）ので、１週間を通じて常勤換算で１人以上の配置がされているなら、１週間の各日の請求において児童指導員等加配加算を算定すること は可能である。
　なお、暦月で一ヶ月を超えるような休暇となる場合はこの取扱いは認められない点に留意すること。

【家庭連携加算】

※　報酬改定あり（別紙）
　個別支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき４回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

≪注意事項≫

● 管理者のみ従業員、栄養士、調理員の訪問は対象外。

≪主な指摘事項≫

● 個別支援計画に位置付けられていなかった。
● 居宅を訪問した日時、支援に要した時間、その内容の記録がなかった。
● 児童発達支援管理者が、個別支援計画の作成に基づく、アセスメント又はモニタリングとの違いが確認できなかった。
● 事前に保護者の同意を得ていることがわからなかった。
● 従業者が、事業所内で利用児の保護者に対して相談援助を行った場合に、当該加算を算定していた。

【事業所内相談支援加算】

※　報酬改定あり（別紙）
　個別支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に相談援助を行った場合に、１月につき１回を限度として算定。個別に行えば事業所内相談支援加算（Ⅰ）、グループで行えば事業所内相談支援加算（Ⅱ）を加算する。

≪注意事項≫

● 管理者のみ従業員、栄養士、調理員の対応は対象外。
● 同一日に家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定している場合には算定不可。
● 当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できない。
● （Ⅱ）については、単に保護者会のように保護者同士が話し合い、事業所の従業者は同席しているだけのような場合は算定の対象外。
　厚生労働省の令和元年度障害者総合福祉推進事業において、「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」が作成されているので、グループでの面談等の効果的な方法を検討いただく上での参考とすること。

≪主な指摘事項≫

● 個別支援計画にあらかじめ位置付けられていなかった。
● 相談支援の内容、日時、支援に要した時間の記録がなかった。
● ３０分以上支援したことが確認できなかった。
● 相談支援の内容に個別支援計画に関わる説明が含まれていた。
● 障害児への療育に関する相談援助を、当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行ったことが記録からでは判然としなかった。（区分Ⅱ）
● 障害児及びその家族となっていることから、原則、同席で支援を行う必要がある。
　但し児童を同席させることが望ましくない場合は、その理由を記録に残すこと。

【利用者負担上限額管理加算】

※　事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、当該給付決定保護者の負担額合計額の管理を行った場合に１月につき１回を限度として加算する。
　（利用者が複数事業所をその月に利用している必要あり。）

≪注意事項≫

● １か月につき１回を限度として算定する。
● 令和元年１０月からの就学前の障がい児の通所支援無償化により利用者負担額が０円となる利用者については、同月から利用者負担上限額管理加算の対象外となる。

【福祉専門職員配置等加算】

※　加算要件・算定単位

区分	加算要件	算定単位
Ⅰ	直接処遇職員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が１００分の３５以上	利用者全員に１５単位/日
Ⅱ	同上の割合が１００分　の２５以上 以下のいずれかを満たす。	利用者全員に１０単位/日
Ⅲ	①　直接処遇職員のうち常勤で配置されている従業者の割合が１００分の７５以上 ②　直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事している者の割合が１００分の３０以上	利用者全員に６単位/日

≪注意事項≫

● 基準配置職員のみではなく、加配職員も含めた職員全体で考えること。
● 加算に関係する職員が月の途中で退職した場合は退職日まで加算可。
　月の途中で加算に関係する職員が入職した場合は入職日から加算可。
● 福祉専門職員配置等加算が算定できなくなったときは、あわせて福祉・介護職員等特定処遇改善加算の区分変更の届出も行うこと。
　区分Ⅰ　→　区分Ⅱ

≪主な指摘事項≫

● 職員の異動、退職等があったことで、加算要件である従業員の割合が変更したのちも加算の変更を行わず算定していた。
● 届け出ている福祉専門職員の配置状況が実態と異なっていた。

【欠席時対応加算】

※　利用を予定していた利用者が、急病等により急きょ利用を中止した日の前々日、前日、当日（開所日により算定）に中止の連絡があった場合において、利用者、家族等へ連絡調整を行うとともに、引き続き事業所の利用を促す等の相談援助を行った場合に１月につき４回を限度として加算する。
　（ただし、重症心身障害児を受け入れる事業所において定員充足率が８０％未満の場合には月に８回を限度として加算。）

≪注意事項≫

● 電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録すること。
● 直接の面会や自宅への訪問等は要しない。

≪主な指摘事項≫

● 前々日、前日、当日の前に欠席の連絡があった場合も算定していた。
● 相談支援を行った者、日時、相談支援の内容の記録がなかった。
● 事業所の職員以外（事務員）等が連絡を受けていた場合も算定していた。
● ２日間の利用中止の連絡を受けた際に、相談援助を１度のみ行い、２日分の加算を算定していた。

【欠席時対応加算（Ⅱ）】

※ 報酬改定あり（別紙）
放課後等デイサービスのみ
通所した児童の体調不良等により結果的に短時間（３０分以下）のサービス提供となった場合には、「欠席時対応加算（Ⅱ）」が算定可能となります。
あくまで、当日に児童の急病等で３０分以下の利用になった場合、利用日の前日まで事業所が把握できていない事情により利用を開始したものの、利用を中止せざるをえない場合の加算になるため、適切に記録を残してください。
障害の特性により３０分未満のサービスの提供が続く場合は、あらかじめ市町村の支給決定の窓口で相談してください。

【特別支援加算】

※ 報酬改定あり（別紙）
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員等を配置して、計画的に機能訓練又は心理指導を行った場合に加算する。
ただし、次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。

ア 通所報酬告示第１の１のロ（児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合）を算定している事業所において、言語聴覚士による訓練を行う場合。
イ 通所報酬告示第１の１のハ（児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合）又は通所報酬告示第１の１のホ（法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合）を算定している事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練を行う場合。
ウ 児童指導員等加配加算により理学療法士等（保育士を除く。）を配置している場合
エ 専門的支援加算により理学療法士等（５年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く。）を配置している場合

≪主な指摘事項≫

● 加算対象の職員に変更が生じたが届出がされていなかった。
● 担当の職員の専門職の職に変更があったにも関わらず、届出を行わなかった。
加算が算定できない体制となりながらも加算を算定し続けていた。

【強度行動障害児支援加算】

※ 報酬改定あり（別紙）
強度の行動障害を有する児童に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者が支援を行った場合に加算する。

≪注意事項≫

● 「強度の行動障害を有する児童」とは、給付決定を行う市町村が認定し、受給者証への記載やその他の様式により通知される。
算定対象となる児童が強度行動障害を有することが加算要件のひとつであるため、その児童が強度行動障害を有することを示す記録を保管すること。
● 重症心身障害児を受け入れる事業所は算定不可。

【個別サポート加算】

※ 報酬改定あり（別紙）
著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児や虐待等の要保護・要支援児童に対して支援を行った場合に加算する。

≪注意事項≫

● 個別サポート加算は、（Ⅰ）と（Ⅱ）の２種類ありますが、個別支援サポート加算（Ⅰ）の場合は市町村の支給決定を受ける必要があります。
個別支援サポート加算（Ⅱ）を算定する場合は、算定を行う前に各保険者に確認をしてください。
● 保険者が倉敷市の場合は、サービス提供月の翌月５日までに個別支援計画の写し及び個別サポート加算（Ⅱ）算定に係る報告書を提出してください。
また、個別支援計画及び個別サポート加算（Ⅱ）算定に係る報告書は１年毎に提出してください。
● また、個別支援サポート加算（Ⅱ）に係る詳細については、令和３年３月３１日厚生労働省発事務連絡「個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについて」を参照してください。

【医療連携体制加算】

※ 報酬改定あり（別紙）
医療機関等との連携により、看護職員が事業所に訪問して障害児に看護の提供を行った場合に加算する。

≪注意事項≫

● 令和３年度の報酬改定で看護の時間等により報酬区分の変更がなされました。
● あわせて厚労省　令和３年５月１９日事務連絡「令和３年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について」とＱ＆Ａを参照にしてください。

≪主な指摘事項≫

● 生活介護との多機能型の事業所であり、生活介護に配置された看護職員が看護の提供を行い算定していた。
● 主治医の意見等の記録が残されていなかった。
● 外部の医療機関等との連携により算定する場合、その契約が分かるもの及び医療機関等に支払った費用等の記録（領収書）等が確認できなった。
● 看護の記録等の算定に必要な記録が確認できなかった。

【訪問支援員特別加算】

※　報酬改定あり（別紙）
　障害児の支援経験のある理学療法士や作業療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行う場合に加算する。

≪注意事項≫

● 居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のみ。

≪主な指摘事項≫

● 届出を行った支援員が退職等で交代したにも関わらず届出を怠っていた。
● 届出を行った支援員以外の職員の訪問でも加算を算定していた。

【送迎加算】

※　報酬改定あり（別紙）

区分	加算要件
障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合	障害児に対して、居宅等と事業所との間の送迎を行った場合
	障害児に対する送迎加算及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している事業所において、看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、居宅等と事業所との間の送迎を行った場合

重症心身障害児に対して行う場合	重症心身障害児に対して、運転手に加え、直接支援業務に従事する職員を１人以上配置して送迎を行った場合

≪注意事項≫

● いずれも、事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の７０％を算定する。

≪主な指摘事項≫

● 運転手に加え、直接支援に従事する職員の同乗がないにも関わらず、重症心身障害児の加算を算定していた。また、同乗した職員の記録がなかった。
● 児童の送迎については、居宅への送迎のほか利便性を考慮して、適切な場所を設定し最寄り駅や集合場所までについても加算の算定となるが、この場合、事前に保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があること。
　この同意や特定の場所について記録が残されていなかった。
● サービス提供時間中に送迎を行う場合は、基準上の配置（利用児の数が１０人までは、直接支援職員２人以上）をとったうえで、送迎を行うこと。

【延長支援加算】

※ 報酬改定あり（別紙）
　運営規程に定められている営業時間（送迎に要する時間は除く）が８時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合。
　ただし、延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）を１名以上配置しなければならない。

≪注意事項≫

● 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。

≪主な指摘事項≫

● 保育士・児童指導員が対応しているとのことだが、出勤簿上延長支援時間帯に従事した記録がない。

【関係機関連携加算】

※　報酬改定あり（別紙）

区分	要件	算定単位
Ⅰ	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る個別支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に算定する。	該当利用者に２００単位／回
Ⅱ	障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、算定する。	該当利用者に２００単位／回

≪主な指摘事項≫

● 関係機関との会議が開催されていなかった。
　あるいは、開催されていてもあらかじめ保護者の同意が見受けられなかった。
● 関係機関との連絡調整等を踏まえていることがわかるよう、通所支援計画に連携の具体的方法等を記載することが必要であるが、この連携の具体的方法が記載されていなかった。
● 障害児相談支援事業所の相談支援専門員が開催する担当者会議に出席したことをもって、加算を算定していた。
● 会議を行った場合に、出席者や開催日時、その内容の要旨及び計画に反映させるべき内容の記録がなかった。

【よくある質問】

※　関係機関連携加算と保育・教育等移行支援加算の関係

（１）　関係機関連携加算
　①　関係機関連携加算（Ⅰ）
　　対象利用児が通う他の関係機関（障害児通所支援事業等の障害児サービスは除く）と個別支援計画に関する会議を開催し、日常的な連絡調整を行う。
　②　関係機関連携加算（Ⅱ）
　　利用児が新たなライフステージに移行する際の連絡調整に対する加算。

（２）　保育・教育等移行支援加算
　　保育園、幼稚園に移行し、退所する児童の居宅を訪問して相談援助を行う。

【保育・教育等移行支援加算】

※　報酬改定あり（別紙）
　障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行ったうえで、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、障害児通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後３０日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合。

≪注意事項≫

● 次のいずれかに該当する場合には算定不可
　・ 病院又は診療所へ入院する場合
　・ 他の社会福祉施設へ入所する場合
　・ 学校教育法１条に規定する学校（幼稚園を除く）に入学する場合
　（学校教育法第１条： この法律で学校とは幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする）
　・ 死亡退所の場合
● 加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合には、日付及びその内容の要点に関する記録を行うこと。

≪主な指摘事項≫

● 留意事項通知に示された移行支援の内容の記録がなかった。
● 保育園等に通所するようになっているが、障害児通所支援事業を引き続き利用している児童にも加算を算定していた。

【福祉・介護職員処遇改善加算】

※　報酬改定あり（別紙）
　福祉・介護職員の賃金改善等について、一定の基準に適合する取組みを実施している場合。
　詳しくは、福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和５年３月１０日障障発０３１０第２号）を確認してください。

≪主な指摘事項≫

● 書面により従業者へ周知を行うと計画されていたが、その書面がなく、周知されているかどうかが確認できなかった。

【栄養士配置加算】

※　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置し、障害児の日常生活状況、嗜好等を把握

し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行った場合。

≪注意事項≫

● 児童発達支援のみ対象。

≪主な指摘事項≫

● 加算対象の職員に変更が生じたが届出がされていなかった。

【初回加算】

※ 新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に、児童発達支援管理責任者が同行し、その旨を記録した場合。

≪注意事項≫

● 保育所等訪問支援のみ対象

≪主な指摘事項≫

● 児童発達支援管理責任者が同行したことが記録ではわからなかった。

【加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い】

※ 留意事項通知第一５
　指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。
　なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。
　また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

≪主な指摘事項≫

● 減算事項に該当するにも関わらず、届出をしていなかった。

【記録の整備（重要）】

※　各種加算の算定は、算定要件に該当する支援の内容、場所、時間、人などの情報の記録を残さなければならない。
記録が無いものはサービスを提供していても返還を求めることがあります。

【参照】
基準省令
（サービスの提供の記録）
第２１条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。
２　指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

解釈通知
（１０）　サービスの提供の記録（基準第２１条）
①　基準第２１条第１項は、通所給付決定保護者及び指定児童発達支援事業者が、その時点での指定児童発達支援の利用状況等を把握できるようにするため、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際には、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。
②　同条第２項は、前項の指定児童発達支援の提供の記録について、指定児童発達支援の提供に係る適切な手続を確保する観点から、通所給付決定保護者からの確認を得なければならないこととしたものである。

事　務　連　絡
令和５年４月 28 日

各（都道府県／指定都市／中 核 市）　障害保健福祉主管部（局）　御中
　　児童福祉主管部（局）　御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、

① 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和２年２月 17 日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡」という。）

② 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和２年２月 20 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「就労継続支援事業の取扱い事務連絡」という。）

③ 「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るＱ＆Ａについて（令和３年９月 22 日版）」（令和３年９月 22 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（以下「障害児通所支援に係るＱ＆Ａ事務連絡」という。）

等でお示ししているところです。

※ これまでの臨時的な取扱い等については、厚生労働省ホームページを御参照ください。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の位

置づけの変更（令和５年５月８日以降）に伴い、上記①～③でお示ししている臨時的な取扱いについて別紙のとおり取扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、障害福祉サービス事業所等に対し周知をお願いします。

なお、障害福祉サービス事業の適切な運営のため、「当面の間継続」又は「一定の要件のもとで当面の間継続」とする臨時的取扱いの運用は、新型コロナ感染者等の発生やサービスの継続に必要な感染対策の実施等により通常必要なサービスの提供に影響がある場合に限るよう留意ください。

引き続き、施設・事業所においてはこれまで示してきた必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供いただくとともに、今般の取扱いに対応するために施設・事業所において管理運営の変更が必要となる場合には適切な期間を確保した上での変更・報酬算定が可能となるよう、助言・指導をお願いします。

また、令和５年度における就労系サービスの基本報酬に係る実績の取扱いについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等において既にお示ししていることを申し添えます。

【厚生労働省ホームページ】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

別紙

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
1	ワクチン接種関係	当面の間継続	利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱いが可能 また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱いが可能 【令和3年4月22日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第12報）～令和3年7月2日付け事務連絡（第15報）】	利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱いが可能 また、サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱いが可能 （取扱いの変更なし）
2	共通	一定の要件のもと当面の間継続	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能（体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能） 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問6】	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能（体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能） ※なお、当該特例は、職員が感染者又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）となった場合に限る。
3	共通	一定の要件のもと当面の間継続	休業等により、利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用児が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問5】	事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 ※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
4	共通	一定の要件のもと当面の間継続	各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、電話、メール、テレビ会議等の活用などにより算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問12、25、26、27】	各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、テレビ会議の活用により算定可能
5	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	居宅介護、同行援護及び行動援護について、感染リスクを下げるため訪問時間を短くする工夫を行った結果、サービス提供時間が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問8】	臨時的な取扱いの終了
6	訪問系サービス	臨時的な取扱いの終了	上記と同様の場合、重度訪問介護については、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求が可能であり、サービス提供時間が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問8】	臨時的な取扱いの終了

連番	サービス種別等	対応の方向性	現行の取扱内容	5類移行後の取扱内容
25	相談支援	臨時的な取扱いの終了	サービス利用支援におけるアセスメントや継続サービス利用支援における居宅等への訪問について、電話や文書等の照会によって行うことが可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問28】	臨時的な取扱いの終了
26	地域移行支援	臨時的な取扱いの終了	地域移行支援及び自立生活援助については、毎月最低2回の利用者への対面又は訪問による支援が報酬の算定要件となっているが、最低2回以上の電話等による支援を行った場合も報酬の算定が可能 【令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報） 問22】	臨時的な取扱いの終了
27	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	学校等が臨時休業をしている場合に、学校休業日の単価の適用が可能（分散登校等の場合も適用可能であるなど、通常より柔軟な適用が可能） 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡　Q20】	臨時的な取扱いの終了
28	障害児サービス	一定の要件のもと当面の間継続	放課後等デイサービスについて、居宅への訪問や電話に加え、メールやLINEによるやりとりでも、通常と同額の報酬算定が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡　Q8、Q9】	放課後等デイサービスについて、事業所において通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能 ※事業所において通常のサービスの提供が困難になった場合の想定 ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合 ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合
29	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	家庭連携加算については、電話等による実施が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&A事務連絡　Q4】	臨時的な取扱いの終了
30	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	報酬算定に当たって事前の届け出が必要な加算（延長支援加算等）について、本来必要な届出を事後的に行うことが可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡　Q19】	臨時的な取扱いの終了
31	障害児サービス	臨時的な取扱いの終了	強度行動障害児支援加算等について、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、算定要件となる職員が不在のときに算定要件でない職員が行った支援について、その後の記録等を算定要件となる職員が確認し、必要な指示等を行った場合に算定が可能 【令和3年9月22日付障害児通所支援に係るQ&Aについて事務連絡　Q5】	臨時的な取扱いの終了
32	移動支援事業	臨時的な取扱いの終了	移動支援事業による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱うことが可能 【令和2年3月13日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡）	臨時的な取扱いの終了

事　務　連　絡
令和５年５月 29 日

各 (都道府県 / 市 町 村 / 中 核 市) 障害児支援主管部（局）　御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るＱ＆Ａについて
（令和５年５月 29 日版）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の位置付けの変更（令和５年５月８日以降）に伴い、令和３年９月 22 日付け事務連絡でお示しした「障害児通所支援に係るＱ＆Ａ」（令和３年９月 22 日版）については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和５年４月 28 日付け厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課ほか事務連絡）（以下「令和５年４月 28 日付け事務連絡」という。）を踏まえて更新したので執務の参考としてください。

こども家庭庁支援局障害児支援課
ＴＥＬ：０３－６８６１－００６３
E-mail：shougaijishien.shougaijishien.@cfa.go.jp

（別紙）

障害児通所支援に係るＱ＆Ａ（2023 年５月 29 日版）
今回更新箇所は赤字下線

１　当面継続する柔軟な取扱い

（１）サービス提供職員欠如減算・定員超過利用減算等の取扱い

Ｑ１．当面は、定員を超える児童を受け入れても、定員超過減算を適用しない取扱いが可能でしょうか。
　また、定員を超過して受け入れる場合、受け入れた児童数に応じた職員を配置する必要がありますか。

Ａ１．新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、様々な状況が生じることから、新型コロナウイルスに関連した理由から定員を超える児童を受け入れる場合があっても、定員超過減算を適用しない取扱いとしますが、事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください。
　受け入れに当たっては児童数に応じた職員を配置していただくことが望ましく、やむを得ず配置できない場合（令和５年４月 28 日付け事務連絡の別紙連番２でお示しした通り、職員が感染者又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）となった場合に限り、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合）減算は適用しません。

Ｑ２．人員基準を満たさなくても、サービス提供職員欠如減算や児童発達支援管理責任者欠如減算が適用されない取扱いが可能とのことですが、他事業所への応援、子どもの預け先の確保等の問題で短時間の勤務等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機等により、やむを得ず出勤できないことによって欠員になる場合も含まれますか。

Ａ２．令和５年４月 28 日付け事務連絡の別紙連番２でお示ししたとおり、職員が感染者又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）となった場合に限り、含むとして差支えありません。

（２）その他の加算の取扱い

Ｑ３．「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第４報）」（令和２年４月９日付事務連絡）の問６で、基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮した上で、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することは可能とされていますが、放課後等デイサービス及び児童発達支援の加算で該当するものを具体的にお示し下さい。

Ａ３．児童指導員等加配加算、専門的支援加算、看護職員加配加算、福祉専門職員配置等加算が該当します。
体制にかかる加算の要件が欠如した場合の考え方は、令和５年４月 28 日付け事務連絡の別紙連番２でお示ししたとおりです。

Ｑ４．人工内耳装用児支援加算、家庭連携加算、事業所内相談支援加算（Ⅰ・Ⅱ）、食事提供加算、利用者負担上限額管理加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、送迎加算、関係機関連携加算及び保育・教育等移行支援加算は、算定要件に示す内容を実施しないと算定できませんが、人員体制等を縮小して通所による支援を行うときや、代替的な支援として訪問や電話等で支援を行うときの取扱いをお示し下さい。

Ａ４．臨時的な取扱いとしていた人工内耳装用児支援加算、家庭連携加算、事業所内相談支援加算（Ⅰ・Ⅱ）及び医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅶ）については、臨時的な取扱いを終了することとします。
（なお、食事提供加算、利用者負担上限額管理加算、欠席時対応加算、送迎加算、関係機関連携加算及び保育・教育等移行支援加算は従前より臨時的な取扱いはありません。）

Ｑ５．看護職員加配加算、栄養士配置加算、特別支援加算、強度行動障害児支援加算及び延長支援加算については、体制の届出に加え、実際に児童に支援を行うことが算定要件となっていますが、人員体制等を縮小して通所による支援を行うときや、代替的な支援として訪問や電話等で支援を行うときの取扱いをお示し下さい。

Ａ５．令和５年４月 28 日付け事務連絡の別紙連番 31 でお示ししたとおり、臨時的な取扱いを終了することとします。

Ｑ６．個別支援計画未作成減算、自己評価結果等未公表減算、開所時間減算、身体拘束廃止未実施減算についてはどのように取り扱うべきでしょうか。

Ａ６．個別支援計画未作成減算、自己評価結果等未公表減算、開所時間減算については臨時的な取扱いを終了することとします。

身体拘束廃止未実施減算については、特例的な取扱いはありません。

Ｑ７．国民健康保険団体連合会に請求や審査を委託している場合で、加算や減算の特例的な扱いをする上で留意すべきことはありますか。

Ａ７．臨時的な取扱いを終了することとします。

（３）代替的な支援の取扱い

Ｑ８．「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第２報）」（令和２年２月 20 日付け事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（その３）（令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡）における「できる限りの支援」とは、具体的にはどのような支援を指すのですか。

Ａ８．令和５年４月 28 日付け事務連絡の別紙連番 28 でお示ししたとおり、事業所において、通常のサービスの提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、事業所が居宅を訪問し、児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

また、こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

Ｑ９．Ｑ８における「電話その他の方法」として、メールやLINE 等のコミュニケーションアプリを活用することは可能でしょうか。

Ａ９．令和５年４月 28 日付け事務連絡の別紙連番 28 でお示ししたとおり、臨時的な取扱いを終了することとします。

Q10. メール等によるやりとりは日をまたぐ場合も想定されます。この場合の報酬の算定はどのようにすれば良いでしょうか。

A10. 臨時的な取扱いを終了することとします。

Q11. 放課後等デイサービスの通常の支援の提供に代えて、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合、放課後等デイサービスではなく居宅訪問型児童発達支援の実施扱いで報酬算定することは可能ですか。

A11. 居宅訪問型児童発達支援事業所として指定を受けていなければ、居宅訪問型児童発達支援としての報酬を算定することはできません。

（４）支給決定その他の取扱い

※　新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行に伴い、学校等の臨時休業に係るＱ＆Ａ（Q12～Q15、Q18 及びQ20～22）は廃止します。なお、学校の臨時休業に伴う臨時的な取扱いは、令和５年４月 28 日付け事務連絡の別紙連番 27 でお示ししたとおり、臨時的取扱いを終了することとします。

Q12～Q15. 削除

Q16. 新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、あらかじめ届け出た場所と別の場所でサービス提供を行うことはできますか。

A16. 令和５年４月 28 日付け事務連絡の別紙連番３でお示ししたとおり、事業所において通常のサービス提供が困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合において、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問でできる限りの支援を行うことを可能としたところです。

Q17. 削除

Q18. 削除

Q19. 報酬算定に当たって事前の届出が必要な加算について、届出をせずに請求を行うこととしても差支えありませんか。

A19. 令和５年４月 28 日付け事務連絡の別紙連番 30 でお示ししたとおり、臨時的な取扱いを終了することとします。

２　学校等が臨時休業するときの柔軟な取扱い

Q20～22. 削除

（別紙２）

障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について

１　事業所における定員超過状況の確認について

児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）においては、以下の定員超過及び定員超過利用減算の要件について改めて確認されたい。

定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たって、別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」により、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、定員超過利用減算の算定に遺漏がないようにされたい。

２　定員超過について

（１）基本原則

事業所は、指定基準（※）において利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「通所支援」という。）の提供を行ってはならないこととしている。

利用定員を超過して障害児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障害児の利用する曜日等の調整をするものとする。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）

（２）やむを得ない事情がある場合の取扱い

定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情（以下「やむを得ない事情」という。）がある場合は、この限りではない。事業所においては、やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めるものとする。

やむを得ない事情がある場合の考え方は、以下のＱ＆Ａも参照するものとする。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4（令和3年5月7日）

問 28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

（答）

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

上記Q＆Aの「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」かどうかは、1月における利用児童数（やむを得ない事情がある障害児の数は除く）の合計人数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えるかどうかで判断するものとする。

（例）利用定員 10 人、1月の開所日数が 22 日の場合

・ 10 人×22 日＝220 人（延べ障害児数）

⇒ 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児を受け入れていることで、定員を超過する日があったとしても、当該月の延べ障害児数が 220 人を超えない場合、「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」には該当しない。

3 定員超過利用減算について

原則、次の（1）及び（2）の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、（1）又は（2）の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行うこととしている。これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

（1）1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員 50 人以下の場合

1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数をいう。以下同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員をいう。以下同じ。）に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

（例1）定員 10 人の場合･･･10 人×1.5＝15 人
・ 1日の障害児の数が 15 人 :定員超過利用減算とならない。
・ 1日の障害児の数が 16 人 :定員超過利用減算となる。
（例2）定員5人の場合･･･5人×1.5＝7.5 人→8人（小数点以下切り上げ）
・ 1日の障害児の数が8人 :定員超過利用減算とならない。
・ 1日の障害児の数が9人 :定員超過利用減算となる。

② 利用定員 51 人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 25 を乗じて得た数に、25 を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該１日について障害児全員につき減算を行うものとする。

（例）定員 60 人の場合･･･60 人＋（60 人－50）×0.25＋25＝87.5 人→88 人（小数点以下切り上げ）
・ 1日の障害児の数が 88 人 :定員超過利用減算とならない。
・ 1日の障害児の数が 89 人 :定員超過利用減算となる。

（２）過去３月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員 12 人以上の場合

直近の過去３月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合に、当該１月間について障害児全員につき減算を行うものとする。なお、開所日は暦日ではない点に留意する。

（例）利用定員 30 人、1月の開所日数が 22 日の場合
・ 30 人×22 日×3月＝1,980 人
・ 1,980 人×1.25＝2,475 人（受入可能延べ障害児）
⇒ 3月間の総延べ障害児数が 2,475 人を超える場合に減算となる。

② 利用定員 11 人以下の場合

直近の過去３月間の利用者の延べ数が、利用定員に３を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

（例）利用定員 10 人、1月の開所日数が 22 日の場合
・（10 人＋3）×22 日×3月＝858 人（受入可能延べ障害児）
⇒ 3月間の総延べ障害児数が 858 人を超える場合に減算となる。

（３）多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所における１日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去３月間の利用実績による定員超過利用減算については、（１）及び（２）と同様とする。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

（例1）利用定員 30 人の多機能型事業所（児童発達支援の利用定員 10 人、生活介護の利用定員 20 人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

○ 児童発達支援・・・10 人×1.5＝15 人
- 1日の障害児の数が 15 人 ：定員超過利用減算とならない。
- 1日の障害児の数が 16 人 ：定員超過利用減算となる。（児童発達支援のみ）

○ 生活介護・・・20 人×1.5＝30 人
- 1日の障害者の数が 30 人 ：定員超過利用減算とならない。
- 1日の障害者の数が 31 人 ：定員超過利用減算となる。（生活介護のみ）

（例2）利用定員 30 人、1月の開所日数が 22 日の多機能型事業所（児童発達支援の利用定員 10 人、生活介護の利用定員 20 人）の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

○ 児童発達支援
- 10 人×22 日×3月＝660 人
- 660 人×125%＝825 人（受入可能延べ障害児数）

⇒ 3月間の総延べ障害児数が 825 人を超える場合、児童発達支援は減算となる。

○ 生活介護
- 20 人×22 日×3月＝1,320 人
- 1,320 人×125%＝1,650 人（受入可能延べ障害者数）

⇒ 3月間の総延べ障害者数が 1,650 人を超える場合、生活介護は減算となる。

（４）やむを得ない事由により障害児の数から除外するときの取扱い

（１）から（３）における障害児の数の算定に当たり、災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は除くことができるものとする。

なお、２の（２）に記載したＱ＆Ａにおける「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい（欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する）。

※ （１）～（４）の計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

（５）定員超過利用の前提となる適正なサービス提供について

定員超過利用を可能とする前提となる「適正なサービスの提供」について、具体的な取扱いは以下のとおりとしている点に留意すること。

なお、人員基準等を満たしている場合でも、（１）又は（２）の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行う必要がある点にも留意すること。

令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　VOL.４（令和３年５月７日）

問 26　報酬告示の留意事項通知において、「利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスが確保されることを前提に可能とする」とあるが、適正なサービスが確保されているかどうかはどのように考えるのか。

（答）

実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること（例：利用人数が 12 人の場合、児童指導員又は保育士を３人配置すること）を想定している。

なお、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準（例：利用定員 10 人の場合で 12 人利用するときに、児童指導員又は保育士を２人配置）のまま定員超過することもやむを得ないものとする。

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和　　年度分

● 定員超過利用減算は過去３ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後２ヶ月についても利用者数等を入力すること。

※ 例えば、４月に定員超過が生じたときは、２月、３月、５月、６月にも入力が必要。前年度の２月に定員超過が生じたときは、１月、３月、４月に入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。

※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、１日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。

● 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、１日に利用定員の１５０％を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名	
提供サービス名	
提供単位（単位分けを行っている場合のみ記入）	

水色のセルに入力をしてください。
（色のないセルは自動入力です。）

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

		前年度			令和　0　年度											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	延べ利用者数（人）（注１）															
②	過去3月間の延べ利用者数（人）				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	利用定員（人）															
④	開所日数（日）															
⑤	利用定員×開所日数（③×④）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥	受入可能延べ利用者数（人）（注２）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦	過去3月間の受入可能延べ利用者の合計数（人）				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧	定員超過利用減算の算定の要否（②＞⑦＝減算必要）				error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error

（注1）災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい（欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する）。

（注2）利用定員が12人以上の場合：「⑤×（125／100）」、「11人以下の場合：（③＋3）×④」

記載例・表示内容の説明

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和 4 年度分

年度を入力してください。

● 定員超過利用減算は過去３ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後２ヶ月についても利用者数等を入力すること。

※ 例えば、４月に定員超過が生じたときは、２月、３月、５月、６月にも入力が必要。前年度の２月に定員超過が生じたときは、１月、３月、４月に入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。

※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、１日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。

● 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、１日に利用定員の１５０％を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

・ ４月だけ定員超過が生じた場合は、6月まで入力した時点で下のような表になります。
・ この例では、５月・６月で、②「過去３月間の延べ利用者数」が、⑦「過去３月間の受入可能延べ利用者の合計数」を超えるので、５月と６月の⑧の欄に、「減算必要」と表示されています。そのため、５月と６月は、定員超過利用減算を算定する必要があります。
・ ７月は、②が⑦の数字を超えていないので、⑧の欄に、「減算不要」と表示されます。７月は、定員超過利用減算を算定する必要はありません。

事業所名	○○事業所
提供サービス名	児童発達支援及び放課後等デイサービス（多機能型）
提供単位（単位分けを行っている場合のみ記入）	単位1

水色のセルに入力をしてください。（色のないセルは自動入力です。）

単位分けを行っている場合、単位の名称を入力してください。事業所で単位の名称を定めていない場合は、どの単位のシートかが分かるよう、適宜名称を設定してください。（「単位１」などの名称でも構いません。）

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・説明」のシートもご確認ください。

		前年度			令和 4 年度											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	延べ利用者数（人）（注１）		200	200	400	190	190									
②	過去3月間の延べ利用者数（人）				400	800	790	780	380	190	0	0	0	0	0	0
③	利用定員（人）		10	10	10	10	10									
④	開所日数（日）		20	20	20	20	20									
⑤	利用定員×開所日数（③×④）	0	200	200	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥	受入可能延べ利用者数（人）（注２）	0	260	260	260	260	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦	過去3月間の受入可能延べ利用者の合計数（人）				520	780	780	780	520	260	0	0	0	0	0	0
⑧	定員超過利用減算の算定の要否（②＞⑦＝減算必要）				error	減算必要	減算必要	減算不要	error	error	error	error	error	error	error	error

①、③、④の欄の数字を入力しないと、減算の要否が正しく表示されません。
入力漏れがないようにしてください。

①の前３月の数字を合計して、表示しています。

⑥の前３月の数字を合計して、表示しています。

減算の要否を判定する上で必要な前3月の数字（①、③、④の欄）が全て入力されない場合、「error」が表示されたままになります。

（注1）災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい（欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する）。

（注2）利用定員が12人以上の場合：「⑤×（125／100）」、「11人以下の場合：（③＋3）×④」

欠席時対応加算の取扱いについて

【報酬告示・留意事項通知】

報酬告示（第１の７）	留意事項通知（第二の２(１)⑪）
指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が，あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に，急病等によりその利用を中止した場合において，指定児童発達支援事業所等従業者が，障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに，当該障害児の状況，相談援助の内容等を記録した場合に，１月につき４回を限度として，所定単位数を算定する。	報酬告示第１の７の欠席時対応加算については，以下のとおり取り扱うこととする。 (一)　加算の算定に当たっては，急病等によりその利用を中止した日の前々日，前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。 (二)　「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは，電話等により当該障害児の状況を確認し，引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに，当該相談援助の内容を記録することであり，直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

※上記は，児童発達の規定であるが，他の障害児通所支援事業も同様。

【加算算定の留意点】

○　欠席時対応加算は，利用を予定していた障害児が，急病等の理由により，利用を中止した場合において，障害児，家族等との連絡調整を行うとともに，引き続き事業所の利用を促すなどの相談援助を行うことを要するため，欠席に対応する相談援助が行われていないときは，加算の算定はできない。

（例）開所日が月曜日～金曜日の事業所の場合

月曜日に今週１週間休むと連絡があり，相談援助等を行い記録した。

火曜日は連絡がなく，水曜日に再度利用者から欠席の連絡があり，相談援助等を行い記録した。

曜　　日	月	火	水	木	金
欠席時対応加算	○	×	○	×	×

木曜日にも利用者から欠席の連絡があり，相談援助等を行い記録した。

月曜日 ⇒ 算定可

火曜日 ⇒ 相談援助等を行っていないことから算定不可

水曜日 ⇒ 最初の連絡が前々日に当たること，相談援助等を行っていることから算定可

木曜日 ⇒ 前々日より前から利用が中止されることが判明しているため算定不可

金曜日 ⇒ 算定不可

○　報酬告示及び留意事項通知の要件を満たしていることが確認できる記録をすること

・欠席連絡のあった日時（加算算定の起算日の確認）
・連絡してきた相手（報酬告示に障害児又はその家族等とあることからその事実確認）
・連絡を受けた対応者（当該事業所の従業者が相談援助を行うことを要するため，専従の管理者や別事業所の従業者が対応した場合は加算の算定不可）
・欠席の理由（あらかじめ予定されていた欠席か，急な欠席かどうか事実確認）
・当日の利用者の状況（相談援助の前提として事実確認）
・次回の利用日（休む期間の確認）
・相談援助の具体的内容（相談援助を行った場合加算できるものであることからその事実確認）